

第二東京弁護士会報酬会規

第二東京弁護士会

平成8年（1996年）4月1日施行

新報酬会規の特徴

一、説明義務

弁護士は依頼者に対してあらかじめ報酬について十分に説明しなければならず、委任契約書を作成するよう努めなければなりません。また、依頼者から申し出のあるときは、報酬説明書を作成・交付しなければなりません（第七条）。

二、民事事件の着手金と報酬金

民事事件の着手金と報酬金の比率が、従来の一対一から一対二に変わりました（第十七条等）。これは、着手金を実務の現状にあわせ引き下げ、一方報酬金を引き上げるものですが、事情により、さらに着手金を分割払いにしたり、着手金を減額してその分報酬金を増額することもできます（第八条）。

三、法律相談

初回市民法律相談が設けられ、その相談料は三〇分ごとに五〇〇〇円となりました（第十一条）。

初回市民相談とは、個人からのその件に関しての初めての相談のことです（事業に関する相談は除かれます）。それ以外の一般法律相談は三〇分ごとに五〇〇〇円以上二万五〇〇〇円以下です。

四、離婚事件

離婚調停事件の着手金・報酬金は三〇万円以上五〇万円以下、離婚訴訟事件の着手金・報酬金は四〇万円以上六〇万円以下となりました（第二十一条）。

但し、財産分与、慰謝料など財産給付が伴うときは、その分について加算して請求することができます。

五、算定不能

経済的利益が算定不能の場合、八〇〇万円とすることができます（第十六条）。

六、刑事事件

刑事事件で事案簡明なものの着手金・報酬金は三〇万円以上五〇万円以下となりました（第三十二条）。事案簡明な事件以外は五〇万円以上です。

七、少年事件

少年事件の着手金は、三〇万円以上五〇万円以下となりました（第三十六条）。報酬金は三〇万円以上五〇万円以下（審判不開始・不処分は三〇万円以上）です。

八、時間制

時間制による報酬は一時間ごとに一万円以上となりました（第三十九条）。

目次

①報酬会規（平成八年会規第一号）	3
②弁護士報酬基準一覧表	29
③弁護士報酬速算表	35
④弁護士報酬説明書	(58)
⑤委任契約書	(66)

報酬会規 （平成八年会規第一号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この会規は、弁護士法及び日本弁護士連合会の報酬等基準規程（会規第二十号）に基づき、会員の報酬に関する標準を示すことを目的とする。

（趣旨）

第二条 会員がその職務に関して受ける弁護士報酬及び実費等の標準は、この会規の定めるところによる。

（弁護士報酬の種類）

第三条 弁護士報酬は、法律相談料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料及び日当とする。

2 前項の用語の意義は、次表のとおりとする。

法律相談料	依頼者に対して行う法律相談（口頭による鑑定、電話による相談を含む。）の対価をいう。
書面による鑑定料	依頼者に対して行う書面による法律上の判断又は意見の表明の対価をいう。
着手金	事件又は法律事務（以下「事件等」という。）の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいう。
報酬金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいう。

手数料	原則として一回程度の手続又は委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいう。
顧問料	契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価をいう。
日 当	弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること（委任事務処理自体による拘束を除く。）の対価をいう。

（弁護士報酬の支払時期）

第四条 着手金は、事件等の依頼を受けたときに、報酬金は、事件等の処理が終了したときに、その他の弁護士報酬は、この会規に特に定めのあるときはその規定に従い、特に定めのないときは、依頼者との協議により定められたときに、それぞれ支払いを受ける。

（事件等の個数等）

第五条 弁護士報酬は、一件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって、一件とする。ただし、第三章第一節において、同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金については、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受ける。

2 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、別件とする。

（弁護士の報酬請求権）

第六条 弁護士は、各依頼者に対し、弁護士報酬を請求することができる。

2 次の各号の一に該当することにより、受任件数の割合に比して一件あたりの執務量が軽減されるときは、弁護士は、第二章ないし第五章及び第七章の規定にかかわらず、弁護士報酬を適正妥当な範囲内で減額することができる。

一 依頼者から複数の事件等を受任し、かつその紛争の実態が共通であるとき。

二 複数の依頼者から同一の機会に同種の事件等につき依頼を受け、委任事務処理の一部が共通であるとき。

3 一件の事件等を複数の弁護士が受任したときは、次の各号の一に該当するときに限り、各弁護士は、依頼者に対し、それぞれ弁護士報酬を請求することができる。

一 各弁護士による受任が依頼者の意思に基づくとき。

二 複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達成することが困難であり、かつその事情を依頼者が認めたとき。

(弁護士の説明義務等)

第七条 弁護士は依頼者に対し、あらかじめ弁護士報酬等について、十分に説明しなければならない。

2 弁護士は、事件等を受任したときは、委任契約書を作成するよう努めなければならない。

3 委任契約書には、事件等の表示、受任の範囲、弁護士報酬等の額及び支払時期その他の特約事項を記載する。

4 弁護士は、依頼者から申し出のあるときは、弁護士報酬等の額、その算出方法及び支払時期に関する事項等を記載した弁護士報酬説明書を交付しなければならない。ただし、前二項に定める委任契約書を作成した場合は、この限りでない。

(弁護士報酬の減免等)

第八条 依頼者が経済的資力に乏しいとき又は特別の事情があるときは、弁護士は、第二章ないし第七章の規定にかかわらず、弁護士報酬の支払時期を変更し又はこれを減額若しくは免除することができる。

2 着手金及び報酬金を受ける事件等につき、依頼の目的を達することについての見通し又は依頼者の経済的事情その他の事由により、着手金を規定どおり受けることが相当でないときは、弁護士は、第三章の規定にかかわらず、依頼者と協議のうえ、着手金を減額して、報酬金を増額することができる。ただし、着手金及び報酬金の合計額は、第十七条の規定により許容される着手金と報酬金の合算額を超えてはならない。

(弁護士報酬の特則による増額)

第九条 依頼を受けた事件等が、特に重大若しくは複雑なとき、審理若しくは処理が著しく長期にわたるとき又は受任後同様の事情が生じた場合において、前条第二項又は第二章ないし第四章の規定によっては弁護士報酬の適正妥当な額が算定できないときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、その額を適正妥当な範囲内で増額することができる。

(消費税に相当する額)

第十条 この規程に定める額は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）に基づき、弁護士の役務に対して課せられる消費税の額に相当する額を含まない。

第二章 法律相談料等

(法律相談料)

第十一条 法律相談料は、次表のとおりとする。

初回市民法律相談料	三〇分ごとに五、〇〇〇円
一般法律相談料	三〇分ごとに五、〇〇〇円以上二万五、〇〇〇円以下

2 前項の初回市民法律相談とは、事件単位で個人から受ける初めての法律相談であって、事業に関する相談を除くものをいい、一般法律相談とは、初回市民法律相談以外の法律相談をいう。

(書面による鑑定料)

第十二条 書面による鑑定料は、次のとおりとする。

書面による鑑定料	二〇万円以上三〇万円以下
----------	--------------

2 前項において、事案が特に複雑又は特殊な事情があるときは、弁護士は依頼者と協議のうえ、前項に定める額を超える書面による鑑定料を受けることができる。

第三章 着手金及び報酬金

第一節 民事事件

(民事事件の着手金及び報酬金の算定基準)

第十三条 本節の着手金及び報酬金については、この会規に特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。

(経済的利益―算定可能な場合)

第十四条 前条の経済的利益の額は、この会規に特に定めのない限り、次のとおり算定する。

- 一 金銭債権は、債権総額（利息及び遅延損害金を含む。）
- 二 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額
- 三 継続的給付債権は、債権総額の一〇分の七の額。ただし、期間不定のものは、七年分の額
- 四 賃料増減額請求事件は、増減額分の七年分の額
- 五 所有権は、対象たる物の時価相当額
- 六 占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権は、対象たる物の時価の二分の一の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の二分の一の額を超えるときは、その権利の時価相当額
- 七 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額に、その敷地の時価の三分の一の額を加算した額。建物についての占有権、賃借権及び使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の三分の一の額を加算した額
- 八 地役権は、承役地の時価の二分の一の額
- 九 担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
- 十 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件は、第五号、第六号、第八号及び前号に準じた額

十一 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。ただし、取消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額

十二 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の三分の一の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産又は持分の額

十三 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲及び相続分について争いのない部分については、その相続分の時価相当額の三分の一の額

十四 遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額

十五 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、第一号の規定にかかわらず、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額）

（経済的利益算定の特則）

第十五条 前条で算定された経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、弁護士は、経済的利益の額を、紛争の実態に相應するまで、減額しなければならない。

2 前条で算定された経済的利益の額が、次の各号の一に該当するときは、弁護士は、経済的利益の額を、紛争の実態又は依頼者の受ける経済的利益の額に相應するまで、増額することができる。

一 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき。

二 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

（経済的利益―算定不能な場合）

第十六条 第十四条により経済的利益の額を算定することができないときは、その額を八〇〇万円とする。

2 弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を、事件等の難易、軽重、手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(民事事件の着手金及び報酬金)

第十七条 訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件及び仲裁事件(次条に定める仲裁センター事件を除く。)の着手金及び報酬金は、この会規に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として、それぞれ次表のとおり算定する。

経済的利益の額		着手金	報酬金
三〇〇万円以下の部分		八%	一六%
三〇〇万円を超え三、〇〇〇万円以下の部分		五%	一〇%
三、〇〇〇万円を超え三億円以下の部分		三%	六%
三億円を超える部分		二%	四%

- 2 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、三〇%の範囲内で増減額することができる。
- 3 民事事件につき同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、前二項にかかわらず、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 4 前三項の着手金は、一〇万円を最低額とする。ただし、経済的利益の額が一二五万円未満の事件の着手金は、事情により一〇万円以下に減額することができる。

(調停事件及び示談交渉事件)

第十八条 調停事件、示談交渉(裁判外の和解交渉をいう。以下同じ。)事件及び弁護士会が主宰する「仲裁センター」等の紛争解決機関への申立事件(以下「仲裁センター事件」という。)の着手金及び報酬金は、この会規に特に定めのない限り、それぞれ前条第一項及び第二項又は第二十一条第一項及び第二項の各規定を準用する。ただし、それぞれの規定により算定された額の三分の二に減額することができる。

- 2 示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、この会規に特に定めのない限り、前条第一項及び第二項又は第二十一条第一項及び第二項の各規定により算定された額の二分の一とする。
- 3 示談交渉事件、調停事件又は仲裁センター事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、この会規に特に定めのない限り、前条第一項及び第二項又は第二十一条第一項及び第二項の各規定により算定された額の二分の一とする。

- 4 前三項の着手金は、一〇万円（第二十一条の規定を準用するときは、五万円）を最低額とする。ただし、経済的利益の額が二五万円未満の事件の着手金は、事情により一〇万円（第二十一条の規定を準用するときは五万円）以下に減額することができる。

（契約締結交渉）

第十九条 示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
三〇〇万円以下の部分	二%	四%
三〇〇万円を超え三、〇〇〇万円以下の部分	一%	二%
三、〇〇〇万円を超え三億円以下の部分	〇・五%	一%
三億円を超える部分	〇・三%	〇・六%

- 2 前項の着手金及び報酬金は、事案の内容により、三〇%の範囲内で増減額することができる。
- 3 前二項の着手金は、一〇万円を最低額とする。
- 4 契約締結に至り報酬金を受けたときは、契約書その他の文書を作成した場合でも、その手数料を請求することができない。

（督促手続事件）

第二十条 督促手続事件の着手金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金
三〇〇万円以下の部分	二%
三〇〇万円を超え三、〇〇〇万円以下の部分	一%
三、〇〇〇万円を超え三億円以下の部分	〇・五%
三億円を超える部分	〇・三%

- 2 前項の着手金は、事件の内容により、三〇％の範囲内で増減額することができる。
- 3 前二項の着手金は、五万円を最低額とする。
- 4 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、第十七条又は第二十一条の規定により算定された額と前二項の規定により算定された額との差額とする。
- 5 督促手続事件の報酬金は、第十七条又は第二十一条の規定により算定された額の二分の一とする。ただし、依頼者が金銭等の具体的な回収をしたときでなければ、これを請求することができない。
- 6 前項ただし書の目的を達するため、民事執行事件を受任するときは、弁護士は、第一項ないし前項の着手金又は報酬金とは別に、民事執行事件の着手金として第十七条の規定により算定された額の三分の一を、報酬金として同条の規定により算定された額の四分の一を、それぞれ受けることができる。

(手形、小切手訴訟事件)

第二十一条 手形、小切手訴訟事件の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
三〇〇万円以下の部分	四％	八％
三〇〇万円を超え三、〇〇〇万円以下の部分	二・五％	五％
三、〇〇〇万円を超え三億円以下の部分	一・五％	三％
三億円を超える部分	一％	二％

- 2 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、三〇％の範囲内で増減額することができる。
- 3 前二項の着手金は、五万円を最低額とする。
- 4 手形、小切手訴訟事件が通常訴訟に移行したときの着手金は、第十七条の規定により算定された額と前三項により算定された額との差額とし、その報酬金は、第十七条の規定を準用する。

(離婚事件)

第二十二條 離婚事件の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正
妥当な範囲内で減額することができる。

離婚事件の内容	着手金及び報酬金
離婚調停事件 又は離婚交渉事件	三〇万円以上五〇万円以下
離婚訴訟事件	四〇万円以上六〇万円以下

- 離婚交渉事件から引き続き離婚調停事件を受任するときの着手金は、前項の規定による離婚調停事件の着手金の額の二分の一とする。
- 離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するときの着手金は、第一項の規定による離婚訴訟事件の着手金の額の二分の一とする。
- 前三項において、財産分与、慰謝料など財産給付を伴うときは、弁護士は、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、第十七条又は第十八条の規定により算定された着手金及び報酬金の額以下の適正妥当な額を加算して請求することができる。
- 前四項の規定にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、離婚事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(境界に関する事件)

第二十三條 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟の着手金及び報酬金は、次のとおりとする。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

着手金及び報酬金	四〇万円以上六〇万円以下
----------	--------------

- 前項の着手金及び報酬金は、第十七条の規定により算定された着手金及び報酬金の額が前項の額を上回るときは、同条の規定による。

- 3 境界に関する調停事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第一項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ三分の二に減額することができる。
- 4 境界に関する示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、第一項の規定による額又は第二項の規定により算定された額のそれぞれ二分の一とする。
- 5 境界に関する調停事件又は示談交渉事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金は、第一項の規定による額又は第二項の規定により算定された額の、それぞれ二分の一とする。
- 6 前五項の規定にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、境界に関する事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(借地非訟事件)

第二十四条 借地非訟事件の着手金は、借地権の額を基準として、次表のとおりとする。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

借地権の額	着 手 金
五、〇〇〇万円以下の場合	三〇万円以上五〇万円以下
五、〇〇〇万円を超える場合	前段の額に五、〇〇〇万円を超える部分の〇・五%を加算した額

2 借地非訟事件の報酬金は、次のとおりとする。ただし、弁護士は、依頼者と協議のうえ、報酬金の額を、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

- 一 申立人については、申立が認められときは借地権の額の二分の一を、相手方の介入権が認めれたときは財産上の給付額の二分の一を、それぞれ経済的利益の額として、第十七条の規定により算定された額
- 二 相手方については、その申立が却下されたとき又は介入権が認められたときは、借地権の額の二分の一を、賃料の増額又は財産上の給付が認められたときは、賃料増額分の七年分又は財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として、第十七条の規定により算定された額

3 借地非訟に関する調停事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第一項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ三分の二に減額することができる。

4 借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、第一項の規定による額の二分の一とする。

5 借地非訟に関する調停事件又は示談交渉事件から引き続き借地非訟事件を受任するときの着手金は、第一項の規定による額の二分の一とする。

(保全命令申立事件等)

第二十五条 仮差押及び仮処分各命令申立事件（以下「保全命令申立事件」という。）の着手金は、第十七条の規定により算定された額の二分の一とする。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の三分の二とする。

2 前項の事件が重大又は複雑であるときは、第十七条の規定により算定された額の四分の一の報酬金を受けることができる。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の三分の一の報酬金を受けることができる。

3 第一項の手続のみにより本案の目的を達したときは、前項の規定にかかわらず、第十七条の規定に準じて報酬金を受けることができる。

4 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受けることができるものとし、その額については、次条第一項及び第二項の規定を準用する。

5 第一項の着手金及び第二項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。

6 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、一〇万円を最低額とする。

(民事執行事件等)

第二十六条 民事執行事件の着手金は、第十七条の規定により算定された額の二分の一とする。

2 民事執行事件の報酬金は、第十七条の規定により算定された額の四分の一とする。

3 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。ただし、着手金は第十七条の規定により算定された額の三分の一とする。

4 執行停止事件の着手金は、第十七条の規定により算定された額の二分の一とする。ただし、本案事件に引き続き受任するときは、同条の規定により算定された額の三分の一とする。

5 前項の事件が重大又は複雑なときは、第十七条の規定により算定された額の四分の一の報酬金を受けることができる。

6 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、五万円を最低額とする。

(倒産整理事件)

第二十七条 破産、和議、会社整理、特別清算及び会社更生の各事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて定め、それぞれ次の額とする。ただし、右各事件に関する保全事件の弁護士報酬は、右着手金に含まれる。

- | | |
|---------------|---------|
| 一 事業者の自己破産事件 | 五〇万円以上 |
| 二 非事業者の自己破産事件 | 二〇万円以上 |
| 三 自己破産以外の破産事件 | 五〇万円以上 |
| 四 事業者の和議事件 | 一〇〇万円以上 |
| 五 非事業者の和議事件 | 三〇万円以上 |
| 六 会社整理事件 | 一〇〇万円以上 |
| 七 特別清算事件 | 一〇〇万円以上 |
| 八 会社更生事件 | 二〇〇万円以上 |

2 前項の各事件の報酬金は、第十七条の規定を準用する。この場合の経済的利益の額は、配当額、配当資産、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定する。ただし、前項第一号及び第二号の事件は、依頼者が免責決定を受けたときに限り、報酬金を受けることができる。

(任意整理事件)

第二十八条 前条第一項に該当しない債務整理事件（以下「任意整理事件」という。）の着手金は、資本金、資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて定め、それぞれ次の額とする。

一 事業者の任意整理事件 五〇万円以上

二 非事業者の任意整理事件 二〇万円以上

2 前項の事件が清算により終了したときの報酬金は、債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額（以下「配当源資額」という。）を基準として、次の各号の表のとおり算定する。

一 弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当源資額につき

五〇〇万円以下の部分	一五%
五〇〇万円を超え一、〇〇〇万円以下の部分	一〇%
一、〇〇〇万円を超え五、〇〇〇万円以下の部分	八%
五、〇〇〇万円を超え一億円以下の部分	六%
一億円を超える部分	五%

二 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当源資額につき

五、〇〇〇万円以下の部分	三%
五、〇〇〇万円を超え一億円以下の部分	二%
一億円を超える部分	一%

3 第一項の事件が、債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときの報酬金は、前条第二項の規定を準用する。

4 第一項の事件の処理について、裁判上の手続を要したときは、前二項に定めるほか、本節の規定により算定された報酬金を受けることができる。

（行政上の不服申立事件）

第二十九条 行政上の異議申立、審査請求、再審査請求その他の不服申立事件の着手金は、第十七条の規定により算定された額の三分の二とし、

報酬金は、同条の規定により算定された額の二分の一とする。ただし、審尋又は口頭審理等を経たときは、同条の規定を準用する。

2 前項の着手金は、一〇万円を最低額とする。

第二節 刑事事件

(刑事事件の着手金)

第三十条 刑事事件の着手金は、次表のとおりとする。

刑事事件の内容	着 手 金
起訴前及び起訴後（第一審及び上訴審をいう。以下同じ。）の事案簡明な事件	三〇万円以上五〇万円以下
起訴前及び起訴後の前段以外の事件及び再審事件	五〇万円以上
再審請求事件	五〇万円以上

2 前項の事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は繁雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いがない情状事件、起訴後については公判終結までの公判開廷数が二ないし三開廷程度と見込まれる情状事件（上告事件を除く）、上告審は事実関係に争いがない情状事件をいう。

(刑事事件の報酬金)

第三十一条 刑事事件の報酬金は、次表のとおりとする。

刑事事件の内容		結 果		報 酬 金	
事案簡明な事件	起訴前	不起訴	三〇万円以上五〇万円以下		
	起訴後	求略式命令 刑の執行猶予 求刑された刑が軽減された場合	前段の額を超えない額 三〇万円以上五〇万円以下 前段の額を超えない額		
前段以外の刑事事件	起訴前	不起訴	五〇万円以上		
		求略式命令	五〇万円以上		
		無 罪	六〇万円以上		
		刑の執行猶予	五〇万円以上		
再審請求事件	起訴後 (再審事件を含む。)	求刑された刑が軽減された場合	軽減の程度による相当な額		
		検察官上訴が棄却された場合	五〇万円以上		

2 前項の事案簡明な事件とは、前条の事案簡明な事件と見込まれ、かつ結果において予想された委任事務処理量で結論を得た事件をいう。

(刑事事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合等)

第三十二条 起訴前に受任した事件が起訴(求略式命令を除く。)され、引き続いて同一弁護士が起訴後の事件を受任するときは、第三十条に定める着手金を受けることができる。ただし、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の二分の一とする。

2 刑事事件につき同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、第三十条及び第三十一条にかかわらず、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

3 弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して一件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

(検察官の上訴取下げ等)

第三十三条 検察官の上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言渡しがあったときの報酬金は、それまでに弁護人が費やした時間及び執務量を考慮したうえ、第三十一条の規定を準用する。

(保釈等)

第三十四条 保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立事件の着手金及び報酬金は、依頼者との協議により、被疑事件又は被告事件の着手金及び報酬金とは別に、相当な額を受けることができる。

(告訴、告発等)

第三十五条 告訴、告発、検察審査の申立、仮釈放、仮出獄、恩赦等の手続の着手金は、一件につき一〇万円以上とし、報酬金は、依頼者との協議により受けることができる。

第三節 少年事件

(少年事件の着手金及び報酬金)

第二十六条 少年事件（少年を被疑者とする捜査中の事件を含む。以下同じ。）の着手金は、次表のとおりとする。

少年事件の内容	着 手 金
家庭裁判所送致前及び送致後	三〇万円以上五〇万円以下
抗告、再抗告及び保護処分取消	三〇万円以上五〇万円以下

2 少年事件の報酬金は、次表のとおりとする。

少年事件の結果	報酬金
非行事実なしに基づく審判不開始 又は不処分	三〇万円以上
その他	三〇万円以上五〇万円以下

3 弁護士は、着手金及び報酬金の算定につき、家庭裁判所送致以前の受任か否か、非行事実の争いの有無、少年の環境調整に要する手数の繁簡、身柄付の観護措置の有無、試験観察の有無等を考慮するものとし、依頼者と協議のうえ、事件の重大性等により、前二項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(少年事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合)

第三十七条 家庭裁判所送致前に受任した少年事件は、第五条の規定にかかわらず、家庭裁判所に送致されても一件の事件とみなす。

2 少年事件につき、同一弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは、前条にかかわらず、抗告審等の着手金及び報酬金を、適正妥当な範囲内で減額することができる。

3 弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して一件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

4 少年事件が刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときの刑事事件の弁護士報酬は、本章第二節の規定による。ただし、同一弁護士が引き続き刑事事件を受任するときの着手金は、その送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の額の範囲内で減額することができる。

第四章 手数料

(手数料)

第三十八条 手数料は、この会規に特に定めのない限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、次の各号の表のとおり算定する。なお、

経済的利益の額の算定については、第十四条ないし第十六条の規定を準用する。

一 裁判上の手数料

項 目	分 類	手 数 料
証拠保全 (本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別に受けることができる。)	基 本 特に複雑又は特殊な事情がある場合	二〇万円に第十七条第一項の着手金の規定により算定された額の一〇%を加算した額
即決和解 (本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求することはできない。)	示談交渉を要しない場合 示談交渉を要する場合	弁護士と依頼者との協議により定める額 三〇〇万円以下の部分 一〇万円 三〇〇万円を超え三、〇〇〇万円以下の部分 一% 三、〇〇〇万円を超え三億円以下の部分 〇・五% 三億円を超える部分 〇・三% 示談交渉事件として、第十八条又は第二十二條ないし第二十四条の各規定により算定された額
公示催告	基 本	即決和解の示談交渉を要しない場合と同額
倒産整理事件の債権届出	特に複雑又は特殊な事情がある場合	五万円以上一〇万円以下 弁護士と依頼者との協議により定める額
簡易な家事審判(家事審判法第九条第一項甲類に属する家事審判事件で事案簡明なもの。)		一〇万円以上二〇万円以下

二 裁判外の手数料

項 目		分 類		手 数 料	
法律関係調査 (事実関係調査を含む。)		基本	特に複雑又は特殊な事情がある場合	五万円以上二〇万円以下	
		定 型	経済的利益の額が一、〇〇〇万円未満のもの	一〇万円	
			経済的利益の額が一、〇〇〇万円以上一億円未満のもの	二〇万円	
			経済的利益の額が一億円以上のもの	三〇万円以上	
契約書類及びこれに準ずる書類の作成		非定型	基本	三〇〇万円以下の部分 一〇万円	
			特に複雑又は特殊な事情がある場合	三〇〇万円を超え三、〇〇〇万円以下の部分	一%
			三、〇〇〇万円を超え三億円以下の部分	三億円を超える部分	〇・三% 〇・一%
公正証書にする場合			弁護士と依頼者との協議により定める額	右の手数料に三万円を加算する。	

内容証明郵便作成		遺言書作成		遺言執行	
基本	特に複雑又は特殊な事情がある場合	定型	非定型	基本	特に複雑又は特殊な事情がある場合
基本	公正証書にする場合	基本	特に複雑又は特殊な事情がある場合	基本	特に複雑又は特殊な事情がある場合
			基本	基本	
弁護士名の表示の有無を区別せず、三万円以上五万円以下	弁護士と依頼者との協議により定める額	一〇万円以上二〇万円以下	三〇〇万円以下の部分	三〇〇万円を超え三、〇〇〇万円以下の部分	三、〇〇〇万円を超え三億円以下の部分
			三〇〇万円を超え三、〇〇〇万円以下の部分	三、〇〇〇万円を超え三億円以下の部分	三億円を超える部分
			三億円を超える部分	三億円を超える部分	三億円を超える部分
			弁護士と依頼者との協議により定める額	右の手数料に三万円を加算する。	三〇〇万円以下の部分
					三〇〇万円を超え三、〇〇〇万円以下の部分
					三、〇〇〇万円を超え三億円以下の部分
					三億円を超える部分
					〇・五%
					二%
					一%
					三〇万円
					遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求することができる。

会社設立等	設立、増減資、合併、分割、 組織変更、通常清算		資本額若しくは総資産額のうち高い方の額又は増減資額に応じて以下により算出された額。ただし、合併又は分割については二〇〇万円を、通常清算については一〇〇万円を、その他の手続については一〇万円を、それぞれ最低額とする。
	一、一〇〇〇万円以下の部分 四% 一、一〇〇〇万円を超え二、〇〇〇万円以下の部分 三% 二、二〇〇〇万円を超え一億円以下の部分 二% 一億円を超え二億円以下の部分 一% 二億円を超え二〇億円以下の部分 〇・五% 二〇億円を超える部分 〇・三%		
会社設立等以外の登記等	申請手続	正妥当な範囲内で増減額することができる。	一件五万円。ただし、事案によっては、弁護士と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。
	交付手続	登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付手続は、一通につき一、〇〇〇円とする。	
株主総会等指導	基本	三〇万円以上	
	総会等準備も指導する場合	五〇万円以上	一件三〇万円。ただし、出資等にかかる不動産価格及び調査の難易、繁簡等を考慮して、弁護士と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。
現物出資等証明（商法第一百七十三条第三項等及び有限会社法第十二条の二第三項等に基づく証明）		次により算定された額。ただし、損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には、弁護士は、依頼者との協議により適正妥当な範囲内で増減額することができる。	
簡易な自賠償請求（自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求）		給付金額が一五〇万円以下の場合 三万円 給付金額が一五〇万円を超える場合 給付金額の 二%	

第五章 時間制

(時間制)

- 第三十九条 弁護士は、依頼者との協議により、受任する事件等に関し、第二章ないし第四章及び第七章の規定によらないで、一時間あたりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を含む。）を乗じた額を、弁護士報酬として受けることができる。
- 2 前項の単価は、一時間ごとに一万元以上とする。
- 3 弁護士は、具体的な単価の算定にあたり、事案の困難性、重大性、特殊性、新規性及び弁護士の熟練度等を考慮する。
- 4 弁護士は、時間制により弁護士報酬を受けるときは、あらかじめ依頼者から相当額を預かることができる。

第六章 顧問料

(顧問料)

第四十条 顧問料は、次表のとおりとする。ただし、事業者については、事業の規模及び内容等を考慮して、その額を減額することができる。

事業者	月額五万元以上
非事業者	年額六万円（月額五、〇〇〇円）以上

- 2 顧問契約に基づく弁護士業務の内容は、依頼者との協議により特に定めのある場合を除き、一般的な法律相談とする。
- 3 簡易な法律関係調査、簡易な契約書その他の書類の作成、簡易な書面鑑定、契約立会、従業員の法律相談、株主総会の指導又は立会、講演などの業務の内容並びに交通費及び通信費などの実費の支払等につき、弁護士は、依頼者と協議のうえ、顧問契約の内容を決定する。

第七章 日 当

(日当)

第四十一条 日当は、次表のとおりとする。

半日（往復二時間を超え四時間まで）	三万円以上五万円以下
一日（往復四時間を超える場合）	五万円以上一〇万円以下

2 前項にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。

3 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から日当を預かることができる。

第八章 実費等

（実費等の負担）

第四十二条 弁護士は、依頼者に対し、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金、その他委任事務処理に要する実費等の負担を求めることができる。

2 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることができる。

（交通機関の利用）

第四十三条 弁護士は、出張のための交通機関については、最高運賃の等級を利用することができる。

第九章 委任契約の清算

（委任契約の中途終了）

第四十四条 委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により、途中で終了したときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部若しくは一部を返還し、又は弁護士報酬の全部若しくは一部を請求する。

2 前項において、委任契約の終了につき、弁護士のみに重大な責任があるときは、弁護士は受領済みの弁護士報酬の全部を返還しなければならない。

らない。ただし、弁護士が既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、その全部又は一部を返還しないことができる。

- 3 第一項において、委任契約の終了につき、弁護士に責任がないにもかかわらず、依頼者が弁護士の同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、弁護士は、弁護士報酬の全部を請求することができる。ただし、弁護士が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、その全部については請求することができない。

(事件等処理の中止等)

- 第四十五条 依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときは、弁護士は、事件等に着手せず又はその処理を中止することができる。

- 2 前項の場合には、弁護士は、あらかじめ依頼者にその旨を通知しなければならない。

(弁護士報酬の相殺等)

- 第四十六条 依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、弁護士は、依頼者に対する金銭債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないことができる。

- 2 前項の場合には、弁護士は、すみやかに依頼者にその旨を通知しなければならない。

附 則

- 1 この改正規定は、平成八年四月一日から施行する。
- 2 この会規施行の際、現に処理中の事件の弁護士報酬については、なお、従前の例による。

(平成八年一月一九日日本弁護士連合会承認)

(平成八年一月二六日公示)

弁護士報酬基準一覧表(1)

事 件 等		報酬の種類	弁護士報酬の額	備 考
法律相談等	1 法律相談	初回市民法律相談料	30分ごとに5000円	
		一般法律相談料	30分ごとに5000円以上2万5000円以下	
	2 書面による鑑定	鑑 定 料	複雑・特殊でないときは20万円以上30万円以下	
民 事 事 件	1 訴訟事件(手形・小切手訴訟事件を除く)、非訟事件、家事審判事件、行政事件及び仲裁事件	着 手 金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 8% 300万円を超え3000万円以下の場合 5%+ 9万円 3000万円を超え3億円以下の場合 3%+ 69万円 3億円以上の場合 2%+ 369万円 ※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。 ※ 着手金の最低額は10万円	特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。 算定可能な場合の算定基準 イ 金銭債権 債権総額(利息及び遅延損害金を含む) ロ 将来の債権 債権総額から中間利息を控除した額 ハ 継続的給付債権 債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額 ニ 賃料増減額請求事件 増減額分の7年分の額 ホ 所有権 対象たる物の時価相当額 ヘ 占有権・地上権・永小作権・賃借権及び使用借権 対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、権利の時価がその時価を超えるときは、権利の時価相当額 ト 建物についての所有権に関する事件 建物の時価相当額に敷地の時価の3分の1を加算した額 チ 地役権 承役地の時価の2分の1の額 リ 担保権 被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額 ヌ 不動産についての所有権・地上権・永小作権・地役権・賃借権及び担保権等の登記手続請求事件 ホ、ヘ、チ及びリに準じた額 ル 詐害行為取消請求事件 取消請求債権額。ただし、取り消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額 オ 共有物分割請求事件 対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いがある部分については、対象となる財産の範囲又は持分の額 ワ 遺産分割請求事件 対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は相続分についての争いのない部分については、相続分の時価の3分の1の額 カ 遺留分減殺請求事件 対象となる遺留分の時価相当額 ヨ 金銭債権についての民事執行事件 請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、執行対象物件の時価相当額(担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を斟酌した時価相当額) 算定不能な場合の算定基準 800万円とする。ただし、事件等の難易・軽重・手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して増減額することができる。 ※ 経済的利益の額と紛争の実態又は依頼者の受ける額とに齟齬があるときは増減額しなければならない。
		報 酬 金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 16% 300万円を超え3000万円以下の場合 10%+ 18万円 3000万円を超え3億円以下の場合 6%+ 138万円 3億円以上の場合 4%+ 738万円 ※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。	
	2 調停及び示談交渉事件	着 手 金	1に準ずる。ただし、それぞれの額を3分の2に減額することができる。 ※ 示談交渉から調停、示談交渉又は調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、1又は5の額の2分の1 ※ 着手金の最低額は10万円	
	3 契約締結交渉	着 手 金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 2% 300万円を超え3000万円以下の場合 1%+ 3万円 3000万円を超え3億円以下の場合 0.5%+ 18万円 3億円以上の場合 0.3%+ 78万円 ※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。 ※ 着手金の最低額は10万円	
		報 酬 金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 4% 300万円を超え3000万円以下の場合 2%+ 6万円 3000万円を超え3億円以下の場合 1%+ 36万円 3億円以上の場合 0.6%+ 156万円 ※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。	
	4 督促手続事件	着 手 金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 2% 300万円を超え3000万円以下の場合 1%+ 3万円 3000万円を超え3億円以下の場合 0.5%+ 18万円 3億円以上の場合 0.3%+ 78万円 ※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。 ※ 訴訟に移行したときの着手金は、1又は5の額と上記の額の差額とする。 ※ 着手金の最低額は5万円	
		報 酬 金	1又は5の額の2分の1 ※ 報酬金は金銭等の具体的な回収をしたときに限って請求ができる。	
	5 手形・小切手訴訟事件	着 手 金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 4% 300万円を超え3000万円以下の場合 2.5%+ 4.5万円 3000万円を超え3億円以下の場合 1.5%+ 34.5万円 3億円以上の場合 1%+ 184.5万円 ※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。 ※ 着手金の最低額は5万円	
		報 酬 金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 8% 300万円を超え3000万円以下の場合 5%+ 9万円 3000万円を超え3億円以下の場合 3%+ 69万円 3億円以上の場合 2%+ 369万円 ※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。	

事 件 等			報 酬 の 種 類		弁 護 士 報 酬 の 額			備 考		
民 事 事 件	6 離婚事件	調停事件 交渉事件	着 報	手 酬	金 金	30万円以上50万円以下 ※ 離婚交渉から離婚調停を受任するときの着手金は、 上記の額の2分の1 ※ 財産分与、慰謝料等の請求は、上記とは別に、1又 は2による。				
		訴訟事件	着 報	手 酬	金 金	40万円以上60万円以下 ※ 離婚調停から離婚訴訟を受任するときの着手金は、 上記の額の2分の1 ※ 財産分与、慰謝料等の請求は、上記とは別に、1又 は2による。				
	7 境界に関する事件		着 報	手 酬	金 金	40万円以上60万円以下 ※ 1の額が上記の額より上回るときは、1による。 ※ 上記の額は、依頼者の経済的實力、事案の複雑さ及 び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し増減額する ことができる。			※ 境界に関する事件とは、境界確定 訴訟、境界確定を含む所有権に関す る訴訟その他をいう。 ※ 調停及び示談交渉事件の場合は、 左の額を、それぞれ3分の2に減額 することができる。 ※ 示談交渉から調停、示談交渉又は 調停から訴訟その他の事件を受任す るときは、左の額又は1の 額の2分の1。	
	8 借地非訟事件		着 手 金	借地権の額が5000万円以下の場合 30万円以上50万円以下			※ 調停事件・示談交渉事件は左に準 ずる。ただし、それぞれの額を3分 の2に減額することができる。 ※ 示談交渉から調停、示談交渉又は 調停から訴訟その他の事件を受任す るときは、左の着手金の額の 2分の1。			
				借地権の額が5000万円を超える場合 上記の「標準となる額」に5000万円 を超える部分の0.5%を加算した額						
			報 酬 金	申 立 人 の 場 合	申立の認容	借地権の額の2分の1を経済的利 益の額として、1による。				
					相手方の介入権 認容	財産上の給付額の2分の1を経済 的利益の額として、1による。				
				相 手 方 の 場 合	申立の却下又は 介入権の認容	借地権の額の2分の1を経済的利 益の額として、1による。				
					賃料の増額の認 容	賃料増額分の7年分を経済的利 益の額として、1による。				
	9 保全命令申立事件等		着 手 金	1の着手金の額の2分の1。審尋又は 口頭弁論を経たときは、1の着手金の 額の3分の2。 ※ 着手金の最低額は10万円			※ 本案事件と 併せて受任し たときでも本 案事件とは別 に受けること ができる。			
			報 酬 金	事件が重大又は複雑なとき 1の報酬 金の額の4分の1。 審尋又は口頭弁論を経たとき 1の報 酬金の額の3分の1。 本案の目的を達したとき 1の報酬金 に準じて受けることができる。						
	10 民事執行事件	民事執行事件	着 手 金	1の着手金の額の2分の1。			※ 本案事件と 併せて受任し たときでも本 案事件とは別 に受けること ができる。こ の場合の着手 金は、1の3 分1を限度と する。 ※ 着手金の最 低額は5万円。			
			報 酬 金	1の報酬金の額の4分の1。						
		執行停止事件	着 手 金	1の着手金の額の2分の1。						
			報 酬 金	事件が重大又は複雑なとき 1の報酬 金の額の4分の1。						
	11 破産・和議・会社整理・特別清算、会社更生の申立事件		着 手 金	資本金、資産、負債額、関係人等事件 の規模に応じ、それぞれ次に掲げる額 (1) 事業者の自己破産 50万円以上 (2) 非事業者の自己破産 20万円以上 (3) 自己破産以外の破産 50万円以上 (4) 事業者の和議 100万円以上 (5) 非事業者の和議 30万円以上 (6) 会社整理 100万円以上 (7) 特別清算 100万円以上 (8) 会社更生 200万円以上			※ 保全事件の 弁護士報酬は 着手金に含ま れる。			

事 件 等		報 酬 の 種 類	弁 護 士 報 酬 の 額		備 考
民 事 事 件		報 酬 金	1に準ずる（この場合の経済的利益の額は、配当資産、免除債権額、延払いによる利益、企業継続による利益等を考慮して算定する）。 ただし、前記(1)(2)の自己破産事件の報酬金は免責決定を受けたときに限る。		
	12 任意整理事件（11の各事件に該当しない債務整理事件）	着 手 金	資本金、資産、負債額、関係人の数等事件の規模に応じ、それぞれ次に掲げる額 (1) 事業者の任意整理 50万円以上 (2) 非事業者の任意整理 20万円以上		
		報 酬 金	イ 事件が清算により終了したとき (1) 弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当源資産額（債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額。以下同じ）につき 500万円以下の場合 15% 500万円を超え1000万円以下の場合 10% + 25万円 1000万円を超え5000万円以下の場合 8% + 45万円 5000万円を超え1億円以下の場合 6% + 145万円 1億円以上の場合 5% + 245万円 (2) 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当源資産額につき 5000万円以下の場合 3% 5000万円を超え1億円以下の場合 2% + 50万円 1億円以上の場合 1% + 150万円 ロ 事件が債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときは、11の報酬に準ずる。 ハ 事件の処理について裁判上の手続を要したときは、イロに定めるほか、相応の報酬金を受けることができる。		
		着 手 金	1の着手金の額の3分の2の額	※ 審尋又は口頭審理等を経たときは、1に準ずる。	
	13 行政上の審査請求・異議申立・再審査請求その他の不服申立事件	報 酬 金	1の報酬金の額の2分の1の額	※ 着手金の最低額は10万円	

弁護士報酬基準一覧表(2)

※簡易計算一覧表

事 件 等		報 酬 の 種 類		弁 護 士 報 酬 の 額		備 考
刑 事 事 件	1 起訴前及び起訴後 (第一審及び上訴審をいう。以下同じ)の事 案簡明な刑事事件	着 手 金		30万円以上50万円以下		※ 事案簡明な事件とは、特段の事件 の複雑さ、困難さ又は煩雑さが予想 されず、委任事務処理に特段の労力 又は時間を要しないと見込まれる事 件であって、起訴前については事実 関係に争いがない情状事件、起訴後 については公判開延数が2ないし3 回程度と見込まれる情状事件(上告 事件を除く)をいう。 ※ 同一弁護士が起訴前に受任した事 件を起訴後も引き続き受任するとき は1の着手金を受けることができる。 ただし、事案簡明な事件については、 起訴前の事件の着手金の2分の1と する。 ※ 同一弁護士が引き続き上訴事件を 受任するときは着手金及び報酬金を 減額することができる。追加して受 任する事件が同種であることにより、 追加件数の割合に比して1件あたりの 執務量が軽減されるときは着手金 及び報酬金を減額することができる。 ※ 検察官上訴の取下げ又は免訴、公 訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しく は破棄移送の言い渡しがあったとき の報酬金は、費やした時間執務量を 考慮したうえで、1による。
		報 酬 金	起 訴 前	不 起 訴	30万円以上50万円以下	
				求略式命 令	上記の額を超えない額	
			起 訴 後	刑の執行 猶予	30万円以上50万円以下	
				求刑され た刑が軽 減された 場合	上記の額を超えない額	
	2 起訴前及び起訴後の 1以外の事件及び再審 事件	着 手 金		50万円以上		
		報 酬 金	起 訴 前	不 起 訴	50万円以上	
				求略式命 令	50万円以上	
			起 訴 後	無 罪	60万円以上	
				刑の執行 猶予	50万円以上	
				求刑され た刑が軽 減された 場合	軽減の程度による相当額	
				検察官上訴 が棄却され た場合	50万円以上	
	3 再審請求事件	着 手 金		50万円以上		
		報 酬 金		50万円以上		
	4 保釈・勾留の執行停 止・抗告・即時抗告・ 準抗告・特別抗告・勾 留理由開示等の申立て	着 手 金		依頼者との協議により、被告事件及び被疑事件のものと 別に受けることができる。		
報 酬 金		依頼者との協議により受けることができる。				
5 告訴・告発・検察審 査の申立て・仮釈放・ 仮出獄・恩赦等の手続	着 手 金		1件につき 10万円以上			
	報 酬 金		依頼者との協議により受けることができる。			
1 家庭裁判所送致前及 び送致後 2 抗告・再抗告及び保 護処分の取消	着 手 金		30万円以上50万円以下		※ 家庭裁判所送致前の受任か否か、 非行事実の争いの有無、少年の環境 調整に要する手数の繁簡、身柄付の 観護措置の有無、試験観察の有無等 を考慮し、事件の重大性等により、 増減額することができる。 ※ 同一弁護士が引き続き抗告審等を 受任するときは着手金及び報酬金を 減額することができる。 ※ 追加して受任する事件が同種であ ることにより、追加件数の割合に比 して1件あたりの執務量が軽減され るときは着手金及び報酬金を減額す ることができる。 ※ 逆送致事件は、刑事事件の1及び 2による。ただし、同一弁護士が受 任する場合の着手金は、送致前の執 務量を考慮して、受領済みの少年事 件の着手金の範囲内で減額できる。	
	報 酬 金	非行事実なし に基づく審判 不開始又は不 処分	30万円以上			
		その他	30万円以上50万円以下			

事件等(手数料の項目)		分 類	弁護士報酬(手数料)の額	備 考
裁判上の手数料	1 証拠保全(本案事件 を併せて受任したとき でも本案事件の着手金 と別に受けることがで きる)	基 本	20万円に民事事件の1により算定された額の10%を加算した 額	
		特に複雑又は特殊な事情がある 場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	

事件等（手数料の項目）		分 類	弁護士報酬（手数料）の額	備 考
裁 判 上 の 手 数 料	2 即決和解（本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求することができない）	示談交渉を要しない場合	経済的な利益の額が 300万円以下の場合 10万円 300万円を超え3000万円以下の場合 1% + 7万円 3000万円を超え 3 億円以下の場合 0.5% + 22万円 3 億円以上の場合 0.3% + 82万円	
		示談交渉を要する場合	示談交渉事件として、民事事件の2、6ないし8による。	
	3 公示催告		2の示談交渉を要しない場合と同額	
	4 倒産整理事件の債権届出	基 本	5万円以上10万円以下	
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者の協議により定める額	
裁 判 外 の 手 数 料	5 簡易な家事審判（家事審判法第9条第1項甲類に属する家事審判事件で事案簡明なもの）		10万円以上20万円以下	
	1 法律関係調査（事実関係調査を含む）	基 本	5万円以上20万円以下	
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
	2 契約書類及びこれに準ずる書類の作成	定 型	経済的利益の額が 1,000万円未満のもの 10万円 経済的利益の額が 1,000万円以上1億円未満のもの 20万円 経済的利益の額が 1億円以上のもの 30万円以上	
		非定型	基 本 経済的な利益の額が 300万円以下の場合 10万円 300万円を超え3000万円以下の場合 1% + 7万円 3000万円を超え 3 億円以下の場合 0.3% + 28万円 3 億円以上の場合 0.1% + 88万円	
			特に複雑又は特殊な事情がある場合 弁護士と依頼者との協議により定める額	
		公正証書にする場合	上記の手数料に3万円を加算する。	
	3 内容証明郵便作成	基 本	弁護士名の表示の有無を区別せず、3万円以上5万円以下	
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
	4 遺言書作成	定 型	10万円以上20万円以下	
		非定型	基 本 経済的な利益の額が 300万円以下の場合 20万円 300万円を超え3000万円以下の場合 1% + 17万円 3000万円を超え 3 億円以下の場合 0.3% + 38万円 3 億円以上の場合 0.1% + 98万円	
			特に複雑又は特殊な事情がある場合 弁護士と依頼者との協議により定める額	
		公正証書にする場合	上記の手数料に3万円を加算する。	
	5 遺言執行	基 本	経済的な利益の額が 300万円以下の場合 30万円 300万円を超え3000万円以下の場合 2% + 24万円 3000万円を超え 3 億円以下の場合 1% + 54万円 3 億円以上の場合 0.5% + 204万円	
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と受遺者との協議により定める額	
		遺言執行に裁判手続を要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求できる。	
	6 会社設立等	設立・増減資・合併・分割・組織変更・通常清算	資本金若しくは総資産額のうち高い額又は増減資額が 1000万円以下の場合 4% 1000万円を超え2000万円以下の場合 3% + 10万円 2000万円を超え 1 億円以下の場合 2% + 30万円 1 億円を超え 2 億円以下の場合 1% + 130万円 2 億円を超え20億円以下の場合 0.5% + 230万円 20億円以上の場合 0.3% + 630万円	
	7 会社設立等以外の登記等	申請手続	1 件 5万円 ※ 事案によっては増減額できる。	
		交付手続	登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付手続は、1通につき 1000円	

事件等（手数料の項目）		分 類	弁護士報酬（手数料）の額	備 考
裁判 外 の 手 数 料	8 株主総会等指導	基 本	30万円以上	
		総会準備も指導する場合	50万円以上	
	9 現物出資等証明（商法第173条第3項等及び有限会社法第12条の3第3項等に基づく証明）		1件 30万円 ※ 出資等にかかる不動産価格及び調査の難易、繁簡等を考慮して増減額できる。	
	10 簡易な自賠責請求（自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求）		次により算定された額 給付金額が150万円以下の場合 3万円 給付金額が150万円を超える場合 給付金額の2% ※ 損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には増減額できる。	

報 酬 の 種 類	区 分	弁 護 士 報 酬 の 額	備 考
顧 問 料	事業者の顧問料	月額5万円以上	
	非事業者の顧問料	年額6万円（月額5000円）以上	
日 当	半 日 1 日	3万円以上5万円以下 5万円以上10万円以下	半日（往復2時間を超え4時間まで） 1日（往復4時間を超える場合）

- (注) 1 依頼者との協議により、上の表によらず、弁護士報酬の額を1時間ごとに1万円以上の時間制（日当を含み、実費を含まない）にすることができる。
- 2 弁護士報酬の支払時期
- イ 着手金 事件又は法律事務（以下「事件等」という）の依頼を受けたとき
 - ロ 報酬金 事件等の処理が終了したとき
 - ハ その他の弁護士報酬 規定に特に定めのあるときはそれに従い、定めがないときは依頼者との協議により定められたとき
- 3 事件等の個数等
- イ 弁護士報酬は1件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外的事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって1件とする。裁判外的事件等が裁判上の事件に移行したときは別件とする。
 - ロ 同一弁護士が引き続き訴訟審を受任したときの報酬金は、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受ける。
- 4 依頼者の人数と弁護士報酬請求権等
- イ 弁護士は各依頼者に対し、弁護士報酬を請求することができる。
 - ロ 紛争の実態が共通な複数の事件を受任するとき若しくは複数の依頼者から委任事務処理の一部を共通とする同種事件を受任するときは、弁護士報酬を減額することができる。
 - ハ 1件の事件等を複数の弁護士を受任したときは、各弁護士は、各弁護士による受任が依頼者の意思に基づくとき若しくは複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達することが困難であり、かつその事情を依頼者が認めたときには、それぞれの弁護士報酬を請求することができる。
- 5 弁護士の説明義務等
- イ 弁護士は依頼者に、あらかじめ弁護士報酬等について十分説明しなければならない。
 - ロ 弁護士は、委任契約書が作成されている場合を除き、依頼者から申し出があるときは、弁護士報酬等の額、その算出方法及び支払時期に関する事項を記載した報酬説明書を交付しなければならない。
- 6 依頼者が経済的實力に乏しいとき又は特別な事情があるときは、弁護士報酬の支払時期を変更し又は減額若しくは免除できる。
- 7 事件等が特に重大若しくは複雑なとき、審理若しくは処理が著しく長期にわたるとき又は受任後同様の事情が生じたときは、弁護士報酬を増額することができる。
- 8 着手金及び報酬金を受ける事件等につき、依頼の目的を達することについての見通し又は依頼者の経済的事実その他の事由により、着手金を規定どおり受けることが相当でないときは、着手金を減額して、報酬金を増額することができる。ただし、この場合において、着手金及び報酬金の合計額は、民事事件1により許容される着手金と報酬金の合算額を超えてはならない。
- 9 委任契約の中途終了
- イ 事件等の処理が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により、途中で終了したときは、依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、清算する。
 - ロ イにおいて、弁護士のみに重大な責任があるときは、弁護士は受領済の弁護士報酬の全部を返還しなければならない。ただし、既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、依頼者と協議のうえ、全部又は一部を返還しないことができる。
 - ハ イにおいて、弁護士に責任がないにもかかわらず、依頼者が弁護士の同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、弁護士は、弁護士報酬の全部を請求することができる。ただし、弁護士が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、その全部については請求することができない。
- 10 依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払を遅滞したときは、あらかじめ依頼者に通知し、事件等に着手せず又はその処理を中止することができる。
- 11 依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、依頼者に対する金銭債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないことができる。
- 12 会規に定める基準は、消費税法（昭和63年法108）に基づき弁護士の役務に対して課せられる消費税の額に相当する金額を含まない。

一、民事事件の着手金・報酬金速算一覧表

1 訴訟事件（手形・小切手訴訟事件を除く）非訟事件，家事審判事件，行政審判事件及び仲裁事件（第17条）

経済的利益 の 価 額 (万円)	着 手 金		報 酬 金	
	標 準 額 (円)	増減許容額 (円) ～ (円)	標 準 額 (円)	増減許容額 (円) ～ (円)
10	100,000	着手金の最低額は100,000 円，ただし，125万円以 下の着手金は，100,000 円以下に減額できる。	16,000	11,200 ～ 20,800
20	100,000		32,000	22,400 ～ 41,600
30	100,000		48,000	33,600 ～ 62,400
40	100,000		64,000	44,800 ～ 83,200
50	100,000		80,000	56,000 ～ 104,000
60	100,000		96,000	67,200 ～ 124,800
70	100,000		112,000	78,400 ～ 145,600
80	100,000		128,000	89,600 ～ 166,400
90	100,000		144,000	100,800 ～ 187,200
100	100,000		160,000	112,000 ～ 208,000
110	100,000		176,000	123,200 ～ 228,800
120	100,000		192,000	134,400 ～ 249,600
130	104,000	100,000 ～ 135,200	208,000	145,600 ～ 270,400
140	112,000	100,000 ～ 145,600	224,000	156,800 ～ 291,200
150	120,000	100,000 ～ 156,000	240,000	168,000 ～ 312,000
160	128,000	100,000 ～ 166,400	256,000	179,200 ～ 332,800
170	136,000	100,000 ～ 176,800	272,000	190,400 ～ 353,600
180	144,000	100,800 ～ 187,200	288,000	201,600 ～ 374,400
190	152,000	106,400 ～ 197,600	304,000	212,800 ～ 395,200
200	160,000	112,000 ～ 208,000	320,000	224,000 ～ 416,000
210	168,000	117,600 ～ 218,400	336,000	235,200 ～ 436,800
220	176,000	123,200 ～ 228,800	352,000	246,400 ～ 457,600
230	184,000	128,800 ～ 239,200	368,000	257,600 ～ 478,400
240	192,000	134,400 ～ 249,600	384,000	268,800 ～ 499,200
250	200,000	140,000 ～ 260,000	400,000	280,000 ～ 520,000
260	208,000	145,600 ～ 270,400	416,000	291,200 ～ 540,800
270	216,000	151,200 ～ 280,800	432,000	302,400 ～ 561,600
280	224,000	156,800 ～ 291,200	448,000	313,600 ～ 582,400
290	232,000	162,400 ～ 301,600	464,000	324,800 ～ 603,200
300	240,000	168,000 ～ 312,000	480,000	336,000 ～ 624,000
310	245,000	171,500 ～ 318,500	490,000	343,000 ～ 637,000
320	250,000	175,000 ～ 325,000	500,000	350,000 ～ 650,000
330	255,000	178,500 ～ 331,500	510,000	357,000 ～ 663,000
340	260,000	182,000 ～ 338,000	520,000	364,000 ～ 676,000
350	265,000	185,500 ～ 344,500	530,000	371,000 ～ 689,000
360	270,000	189,000 ～ 351,000	540,000	378,000 ～ 702,000
370	275,000	192,500 ～ 357,500	550,000	385,000 ～ 715,000
380	280,000	196,000 ～ 364,000	560,000	392,000 ～ 728,000
390	285,000	199,500 ～ 370,500	570,000	399,000 ～ 741,000
400	290,000	203,000 ～ 377,000	580,000	406,000 ～ 754,000
410	295,000	206,500 ～ 383,500	590,000	413,000 ～ 767,000
420	300,000	210,000 ～ 390,000	600,000	420,000 ～ 780,000
430	305,000	213,500 ～ 396,500	610,000	427,000 ～ 793,000
440	310,000	217,000 ～ 403,000	620,000	434,000 ～ 806,000
450	315,000	220,500 ～ 409,500	630,000	441,000 ～ 819,000
460	320,000	224,000 ～ 416,000	640,000	448,000 ～ 832,000
470	325,000	227,500 ～ 422,500	650,000	455,000 ～ 845,000
480	330,000	231,000 ～ 429,000	660,000	462,000 ～ 858,000
490	335,000	234,500 ～ 435,500	670,000	469,000 ～ 871,000
500	340,000	238,000 ～ 442,000	680,000	476,000 ～ 884,000

経済的利益 の 価 額 (万円)	着 手 金		報 酬 金	
	標 準 額 (円)	増減許容額 (円) ～ (円)	標 準 額 (円)	増減許容額 (円) ～ (円)
510	345,000	241,500 ～ 448,500	690,000	483,000 ～ 897,000
520	350,000	245,000 ～ 455,000	700,000	490,000 ～ 910,000
530	355,000	248,500 ～ 461,500	710,000	497,000 ～ 923,000
540	360,000	252,000 ～ 468,000	720,000	504,000 ～ 936,000
550	365,000	255,500 ～ 474,500	730,000	511,000 ～ 949,000
560	370,000	259,000 ～ 481,000	740,000	518,000 ～ 962,000
570	375,000	262,500 ～ 487,500	750,000	525,000 ～ 975,000
580	380,000	266,000 ～ 494,000	760,000	532,000 ～ 988,000
590	385,000	269,500 ～ 500,500	770,000	539,000 ～ 1,001,000
600	390,000	273,000 ～ 507,000	780,000	546,000 ～ 1,014,000
610	395,000	276,500 ～ 513,500	790,000	553,000 ～ 1,027,000
620	400,000	280,000 ～ 520,000	800,000	560,000 ～ 1,040,000
630	405,000	283,500 ～ 526,500	810,000	567,000 ～ 1,053,000
640	410,000	287,000 ～ 533,000	820,000	574,000 ～ 1,066,000
650	415,000	290,500 ～ 539,500	830,000	581,000 ～ 1,079,000
660	420,000	294,000 ～ 546,000	840,000	588,000 ～ 1,092,000
670	425,000	297,500 ～ 552,500	850,000	595,000 ～ 1,105,000
680	430,000	301,000 ～ 559,000	860,000	602,000 ～ 1,118,000
690	435,000	304,500 ～ 565,500	870,000	609,000 ～ 1,131,000
700	440,000	308,000 ～ 572,000	880,000	616,000 ～ 1,144,000
710	445,000	311,500 ～ 578,500	890,000	623,000 ～ 1,157,000
720	450,000	315,000 ～ 585,000	900,000	630,000 ～ 1,170,000
730	455,000	318,500 ～ 591,500	910,000	637,000 ～ 1,183,000
740	460,000	322,000 ～ 598,000	920,000	644,000 ～ 1,196,000
750	465,000	325,500 ～ 604,500	930,000	651,000 ～ 1,209,000
760	470,000	329,000 ～ 611,000	940,000	658,000 ～ 1,222,000
770	475,000	332,500 ～ 617,500	950,000	665,000 ～ 1,235,000
780	480,000	336,000 ～ 624,000	960,000	672,000 ～ 1,248,000
790	485,000	339,500 ～ 630,500	970,000	679,000 ～ 1,261,000
800	490,000	343,000 ～ 637,000	980,000	686,000 ～ 1,274,000
810	495,000	346,500 ～ 643,500	990,000	693,000 ～ 1,287,000
820	500,000	350,000 ～ 650,000	1,000,000	700,000 ～ 1,300,000
830	505,000	353,500 ～ 656,500	1,010,000	707,000 ～ 1,313,000
840	510,000	357,000 ～ 663,000	1,020,000	714,000 ～ 1,326,000
850	515,000	360,500 ～ 669,500	1,030,000	721,000 ～ 1,339,000
860	520,000	364,000 ～ 676,000	1,040,000	728,000 ～ 1,352,000
870	525,000	367,500 ～ 682,500	1,050,000	735,000 ～ 1,365,000
880	530,000	371,000 ～ 689,000	1,060,000	742,000 ～ 1,378,000
890	535,000	374,500 ～ 695,500	1,070,000	749,000 ～ 1,391,000
900	540,000	378,000 ～ 702,000	1,080,000	756,000 ～ 1,404,000
910	545,000	381,500 ～ 708,500	1,090,000	763,000 ～ 1,417,000
920	550,000	385,000 ～ 715,000	1,100,000	770,000 ～ 1,430,000
930	555,000	388,500 ～ 721,500	1,110,000	777,000 ～ 1,443,000
940	560,000	392,000 ～ 728,000	1,120,000	784,000 ～ 1,456,000
950	565,000	395,500 ～ 734,500	1,130,000	791,000 ～ 1,469,000
960	570,000	399,000 ～ 741,000	1,140,000	798,000 ～ 1,482,000
970	575,000	402,500 ～ 747,500	1,150,000	805,000 ～ 1,495,000
980	580,000	406,000 ～ 754,000	1,160,000	812,000 ～ 1,508,000
990	585,000	409,500 ～ 760,500	1,170,000	819,000 ～ 1,521,000
1,000	590,000	413,000 ～ 767,000	1,180,000	826,000 ～ 1,534,000
1,100	640,000	448,000 ～ 832,000	1,280,000	896,000 ～ 1,664,000
1,200	690,000	483,000 ～ 897,000	1,380,000	966,000 ～ 1,794,000

経済的利益 の 価 額 (万円)	着 手 金		報 酬 金	
	標 準 額 (円)	増減許容額 (円) ~ (円)	標 準 額 (円)	増減許容額 (円) ~ (円)
1,300	740,000	518,000 ~ 962,000	1,480,000	1,036,000 ~ 1,924,000
1,400	790,000	553,000 ~ 1,027,000	1,580,000	1,106,000 ~ 2,054,000
1,500	840,000	588,000 ~ 1,092,000	1,680,000	1,176,000 ~ 2,184,000
1,600	890,000	623,000 ~ 1,157,000	1,780,000	1,246,000 ~ 2,314,000
1,700	940,000	658,000 ~ 1,222,000	1,880,000	1,316,000 ~ 2,444,000
1,800	990,000	693,000 ~ 1,287,000	1,980,000	1,386,000 ~ 2,574,000
1,900	1,040,000	728,000 ~ 1,352,000	2,080,000	1,456,000 ~ 2,704,000
2,000	1,090,000	763,000 ~ 1,417,000	2,180,000	1,526,000 ~ 2,834,000
2,100	1,140,000	798,000 ~ 1,482,000	2,280,000	1,596,000 ~ 2,964,000
2,200	1,190,000	833,000 ~ 1,547,000	2,380,000	1,666,000 ~ 3,094,000
2,300	1,240,000	868,000 ~ 1,612,000	2,480,000	1,736,000 ~ 3,224,000
2,400	1,290,000	903,000 ~ 1,677,000	2,580,000	1,806,000 ~ 3,354,000
2,500	1,340,000	938,000 ~ 1,742,000	2,680,000	1,876,000 ~ 3,484,000
2,600	1,390,000	973,000 ~ 1,807,000	2,780,000	1,946,000 ~ 3,614,000
2,700	1,440,000	1,008,000 ~ 1,872,000	2,880,000	2,016,000 ~ 3,744,000
2,800	1,490,000	1,043,000 ~ 1,937,000	2,980,000	2,086,000 ~ 3,874,000
2,900	1,540,000	1,078,000 ~ 2,002,000	3,080,000	2,156,000 ~ 4,004,000
3,000	1,590,000	1,113,000 ~ 2,067,000	3,180,000	2,226,000 ~ 4,134,000
3,500	1,740,000	1,218,000 ~ 2,262,000	3,480,000	2,436,000 ~ 4,524,000
4,000	1,890,000	1,323,000 ~ 2,457,000	3,780,000	2,646,000 ~ 4,914,000
4,500	2,040,000	1,428,000 ~ 2,652,000	4,080,000	2,856,000 ~ 5,304,000
5,000	2,190,000	1,533,000 ~ 2,847,000	4,380,000	3,066,000 ~ 5,694,000
5,500	2,340,000	1,638,000 ~ 3,042,000	4,680,000	3,276,000 ~ 6,084,000
6,000	2,490,000	1,743,000 ~ 3,237,000	4,980,000	3,486,000 ~ 6,474,000
6,500	2,640,000	1,848,000 ~ 3,432,000	5,280,000	3,696,000 ~ 6,864,000
7,000	2,790,000	1,953,000 ~ 3,627,000	5,580,000	3,906,000 ~ 7,254,000
7,500	2,940,000	2,058,000 ~ 3,822,000	5,880,000	4,116,000 ~ 7,644,000
8,000	3,090,000	2,163,000 ~ 4,017,000	6,180,000	4,326,000 ~ 8,034,000
8,500	3,240,000	2,268,000 ~ 4,212,000	6,480,000	4,536,000 ~ 8,424,000
9,000	3,390,000	2,373,000 ~ 4,407,000	6,780,000	4,746,000 ~ 8,814,000
9,500	3,540,000	2,478,000 ~ 4,602,000	7,080,000	4,956,000 ~ 9,204,000
1億	3,690,000	2,583,000 ~ 4,797,000	7,380,000	5,166,000 ~ 9,594,000
1億1,000	3,990,000	2,793,000 ~ 5,187,000	7,980,000	5,586,000 ~ 10,374,000
1億2,000	4,290,000	3,003,000 ~ 5,577,000	8,580,000	6,006,000 ~ 11,154,000
1億3,000	4,590,000	3,213,000 ~ 5,967,000	9,180,000	6,426,000 ~ 11,934,000
1億4,000	4,890,000	3,423,000 ~ 6,357,000	9,780,000	6,846,000 ~ 12,714,000
1億5,000	5,190,000	3,633,000 ~ 6,747,000	10,380,000	7,266,000 ~ 13,494,000
1億6,000	5,490,000	3,843,000 ~ 7,137,000	10,980,000	7,686,000 ~ 14,274,000
1億7,000	5,790,000	4,053,000 ~ 7,527,000	11,580,000	8,106,000 ~ 15,054,000
1億8,000	6,090,000	4,263,000 ~ 7,917,000	12,180,000	8,526,000 ~ 15,834,000
1億9,000	6,390,000	4,473,000 ~ 8,307,000	12,780,000	8,946,000 ~ 16,614,000
2億	6,690,000	4,683,000 ~ 8,697,000	13,380,000	9,366,000 ~ 17,394,000
2億1,000	6,990,000	4,893,000 ~ 9,087,000	13,980,000	9,786,000 ~ 18,174,000
2億2,000	7,290,000	5,103,000 ~ 9,477,000	14,580,000	10,206,000 ~ 18,954,000
2億3,000	7,590,000	5,313,000 ~ 9,867,000	15,180,000	10,626,000 ~ 19,734,000
2億4,000	7,890,000	5,523,000 ~ 10,257,000	15,780,000	11,046,000 ~ 20,514,000
2億5,000	8,190,000	5,733,000 ~ 10,647,000	16,380,000	11,466,000 ~ 21,294,000
2億6,000	8,490,000	5,943,000 ~ 11,037,000	16,980,000	11,886,000 ~ 22,074,000
2億7,000	8,790,000	6,153,000 ~ 11,427,000	17,580,000	12,306,000 ~ 22,854,000
2億8,000	9,090,000	6,363,000 ~ 11,817,000	18,180,000	12,726,000 ~ 23,634,000
2億9,000	9,390,000	6,573,000 ~ 12,207,000	18,780,000	13,146,000 ~ 24,414,000
3億	9,690,000	6,783,000 ~ 12,597,000	19,380,000	13,566,000 ~ 25,194,000

経済的利益 の 価 額 (万円)	着 手 金		報 酬 金	
	標 準 額 (円)	増減許容額 (円) ～ (円)	標 準 額 (円)	増減許容額 (円) ～ (円)
3億5,000	10,690,000	7,483,000 ～ 13,897,000	21,380,000	14,966,000 ～ 27,794,000
4億	11,690,000	8,183,000 ～ 15,197,000	23,380,000	16,366,000 ～ 30,394,000
4億5,000	12,690,000	8,883,000 ～ 16,497,000	25,380,000	17,766,000 ～ 32,994,000
5億	13,690,000	9,583,000 ～ 17,797,000	27,380,000	19,166,000 ～ 35,594,000
5億5,000	14,690,000	10,283,000 ～ 19,097,000	29,380,000	20,566,000 ～ 38,194,000
6億	15,690,000	10,983,000 ～ 20,397,000	31,380,000	21,966,000 ～ 40,794,000
6億5,000	16,690,000	11,683,000 ～ 21,697,000	33,380,000	23,366,000 ～ 43,394,000
7億	17,690,000	12,383,000 ～ 22,997,000	35,380,000	24,766,000 ～ 45,994,000
7億5,000	18,690,000	13,083,000 ～ 24,297,000	37,380,000	26,166,000 ～ 48,594,000
8億	19,690,000	13,783,000 ～ 25,597,000	39,380,000	27,566,000 ～ 51,194,000
8億5,000	20,690,000	14,483,000 ～ 26,897,000	41,380,000	28,966,000 ～ 53,794,000
9億	21,690,000	15,183,000 ～ 28,197,000	43,380,000	30,366,000 ～ 56,394,000
9億5,000	22,690,000	15,883,000 ～ 29,497,000	45,380,000	31,766,000 ～ 58,994,000
10億	23,690,000	16,583,000 ～ 30,797,000	47,380,000	33,166,000 ～ 61,594,000
10億5,000	24,690,000	17,283,000 ～ 32,097,000	49,380,000	34,566,000 ～ 64,194,000
11億	25,690,000	17,983,000 ～ 33,397,000	51,380,000	35,966,000 ～ 66,794,000
11億5,000	26,690,000	18,683,000 ～ 34,697,000	53,380,000	37,366,000 ～ 69,394,000
12億	27,690,000	19,383,000 ～ 35,997,000	55,380,000	38,766,000 ～ 71,994,000
12億5,000	28,690,000	20,083,000 ～ 37,297,000	57,380,000	40,166,000 ～ 74,594,000
13億	29,690,000	20,783,000 ～ 38,597,000	59,380,000	41,566,000 ～ 77,194,000
13億5,000	30,690,000	21,483,000 ～ 39,897,000	61,380,000	42,966,000 ～ 79,794,000
14億	31,690,000	22,183,000 ～ 41,197,000	63,380,000	44,366,000 ～ 82,394,000
14億5,000	32,690,000	22,883,000 ～ 42,497,000	65,380,000	45,766,000 ～ 84,994,000
15億	33,690,000	23,583,000 ～ 43,797,000	67,380,000	47,166,000 ～ 87,594,000
15億5,000	34,690,000	24,283,000 ～ 45,097,000	69,380,000	48,566,000 ～ 90,194,000
16億	35,690,000	24,983,000 ～ 46,397,000	71,380,000	49,966,000 ～ 92,794,000
16億5,000	36,690,000	25,683,000 ～ 47,697,000	73,380,000	51,366,000 ～ 95,394,000
17億	37,690,000	26,383,000 ～ 48,997,000	75,380,000	52,766,000 ～ 97,994,000
17億5,000	38,690,000	27,083,000 ～ 50,297,000	77,380,000	54,166,000 ～ 100,594,000
18億	39,690,000	27,783,000 ～ 51,597,000	79,380,000	55,566,000 ～ 103,194,000
18億5,000	40,690,000	28,483,000 ～ 52,897,000	81,380,000	56,966,000 ～ 105,794,000
19億	41,690,000	29,183,000 ～ 54,197,000	83,380,000	58,366,000 ～ 108,394,000
19億5,000	42,690,000	29,883,000 ～ 55,497,000	85,380,000	59,766,000 ～ 110,994,000
20億	43,690,000	30,583,000 ～ 56,797,000	87,380,000	61,166,000 ～ 113,594,000
21億	45,690,000	31,983,000 ～ 59,397,000	91,380,000	63,966,000 ～ 118,794,000
22億	47,690,000	33,383,000 ～ 61,997,000	95,380,000	66,766,000 ～ 123,994,000
23億	49,690,000	34,783,000 ～ 64,597,000	99,380,000	69,566,000 ～ 129,194,000
24億	51,690,000	36,183,000 ～ 67,197,000	103,380,000	72,366,000 ～ 134,394,000
25億	53,690,000	37,583,000 ～ 69,797,000	107,380,000	75,166,000 ～ 139,594,000
26億	55,690,000	38,983,000 ～ 72,397,000	111,380,000	77,966,000 ～ 144,794,000
27億	57,690,000	40,383,000 ～ 74,997,000	115,380,000	80,766,000 ～ 149,994,000
28億	59,690,000	41,783,000 ～ 77,597,000	119,380,000	83,566,000 ～ 155,194,000
29億	61,690,000	43,183,000 ～ 80,197,000	123,380,000	86,366,000 ～ 160,394,000
30億	63,690,000	44,583,000 ～ 82,797,000	127,380,000	89,166,000 ～ 165,594,000

2 調停及び示談交渉事件（第18条）

- ① 着手金・報酬金は1（訴訟事件，非訟事件，家事審判事件，行政審判事件及び仲裁事件－以下同）又は5（手形・小切手訴訟事件－以下同）に準ずる。ただし，それぞれの額を3分の2に減額することができる。
- ② 示談交渉から調停，示談交渉又は調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は，1又は5の額の2分の1。
- ③ 着手金の最低額は10万円（5万円）。

3 契約締結交渉（第19条）

経済的利益 の 価 額 (万円)	着 手 金			報 酬 金		
	標 準 額 (円)	増減許容額 (円) ～ (円)		標 準 額 (円)	増減許容額 (円) ～ (円)	
100	着手金の最低額は100,000円			40,000	28,000	52,000
200				80,000	56,000	104,000
300				120,000	84,000	156,000
400				140,000	98,000	182,000
500				160,000	112,000	208,000
600				180,000	126,000	234,000
700	100,000	100,000	130,000	200,000	140,000	260,000
800	110,000	100,000	143,000	220,000	154,000	286,000
900	120,000	100,000	156,000	240,000	168,000	312,000
1,000	130,000	100,000	169,000	260,000	182,000	338,000
1,100	140,000	100,000	182,000	280,000	196,000	364,000
1,200	150,000	105,000	195,000	300,000	210,000	390,000
1,300	160,000	112,000	208,000	320,000	224,000	416,000
1,400	170,000	119,000	221,000	340,000	238,000	442,000
1,500	180,000	126,000	234,000	360,000	252,000	468,000
1,600	190,000	133,000	247,000	380,000	266,000	494,000
1,700	200,000	140,000	260,000	400,000	280,000	520,000
1,800	210,000	147,000	273,000	420,000	294,000	546,000
1,900	220,000	154,000	286,000	440,000	308,000	572,000
2,000	230,000	161,000	299,000	460,000	322,000	598,000
2,100	240,000	168,000	312,000	480,000	336,000	624,000
2,200	250,000	175,000	325,000	500,000	350,000	650,000
2,300	260,000	182,000	338,000	520,000	364,000	676,000
2,400	270,000	189,000	351,000	540,000	378,000	702,000
2,500	280,000	196,000	364,000	560,000	392,000	728,000
2,600	290,000	203,000	377,000	580,000	406,000	754,000
2,700	300,000	210,000	390,000	600,000	420,000	780,000
2,800	310,000	217,000	403,000	620,000	434,000	806,000
2,900	320,000	224,000	416,000	640,000	448,000	832,000
3,000	330,000	231,000	429,000	660,000	462,000	858,000
3,500	355,000	248,500	461,500	710,000	497,000	923,000
4,000	380,000	266,000	494,000	760,000	532,000	988,000
4,500	405,000	283,500	526,500	810,000	567,000	1,053,000
5,000	430,000	301,000	559,000	860,000	602,000	1,118,000
5,500	455,000	318,500	591,500	910,000	637,000	1,183,000
6,000	480,000	336,000	624,000	960,000	672,000	1,248,000
6,500	505,000	353,500	656,500	1,010,000	707,000	1,313,000
7,000	530,000	371,000	689,000	1,060,000	742,000	1,378,000
7,500	555,000	388,500	721,500	1,110,000	777,000	1,443,000
8,000	580,000	406,000	754,000	1,160,000	812,000	1,508,000
8,500	605,000	423,500	786,500	1,210,000	847,000	1,573,000
9,000	630,000	441,000	819,000	1,260,000	882,000	1,638,000
9,500	655,000	458,500	851,500	1,310,000	917,000	1,703,000
1億	680,000	476,000	884,000	1,360,000	952,000	1,768,000
1億1,000	730,000	511,000	949,000	1,460,000	1,022,000	1,898,000
1億2,000	780,000	546,000	1,014,000	1,560,000	1,092,000	2,028,000
1億3,000	830,000	581,000	1,079,000	1,660,000	1,162,000	2,158,000
1億4,000	880,000	616,000	1,144,000	1,760,000	1,232,000	2,288,000
1億5,000	930,000	651,000	1,209,000	1,860,000	1,302,000	2,418,000
1億6,000	980,000	686,000	1,274,000	1,960,000	1,372,000	2,548,000
1億7,000	1,030,000	721,000	1,339,000	2,060,000	1,442,000	2,678,000

経済的利益 の 価 額 (万円)	着 手 金		報 酬 金	
	標 準 額 (円)	増減許容額 (円) ～ (円)	標 準 額 (円)	増減許容額 (円) ～ (円)
1億8,000	1,080,000	756,000 ～ 1,404,000	2,160,000	1,512,000 ～ 2,808,000
1億9,000	1,130,000	791,000 ～ 1,469,000	2,260,000	1,582,000 ～ 2,938,000
2億	1,180,000	826,000 ～ 1,534,000	2,360,000	1,652,000 ～ 3,068,000
2億1,000	1,230,000	861,000 ～ 1,599,000	2,460,000	1,722,000 ～ 3,198,000
2億2,000	1,280,000	896,000 ～ 1,664,000	2,560,000	1,792,000 ～ 3,328,000
2億3,000	1,330,000	931,000 ～ 1,729,000	2,660,000	1,862,000 ～ 3,458,000
2億4,000	1,380,000	966,000 ～ 1,794,000	2,760,000	1,932,000 ～ 3,588,000
2億5,000	1,430,000	1,001,000 ～ 1,859,000	2,860,000	2,002,000 ～ 3,718,000
2億6,000	1,480,000	1,036,000 ～ 1,924,000	2,960,000	2,072,000 ～ 3,848,000
2億7,000	1,530,000	1,071,000 ～ 1,989,000	3,060,000	2,142,000 ～ 3,978,000
2億8,000	1,580,000	1,106,000 ～ 2,054,000	3,160,000	2,212,000 ～ 4,108,000
2億9,000	1,630,000	1,141,000 ～ 2,119,000	3,260,000	2,282,000 ～ 4,238,000
3億	1,680,000	1,176,000 ～ 2,184,000	3,360,000	2,352,000 ～ 4,368,000
3億5,000	1,830,000	1,281,000 ～ 2,379,000	3,660,000	2,562,000 ～ 4,758,000
4億	1,980,000	1,386,000 ～ 2,574,000	3,960,000	2,772,000 ～ 5,148,000
4億5,000	2,130,000	1,491,000 ～ 2,769,000	4,260,000	2,982,000 ～ 5,538,000
5億	2,280,000	1,596,000 ～ 2,964,000	4,560,000	3,192,000 ～ 5,928,000
5億5,000	2,430,000	1,701,000 ～ 3,159,000	4,860,000	3,402,000 ～ 6,318,000
6億	2,580,000	1,806,000 ～ 3,354,000	5,160,000	3,612,000 ～ 6,708,000
6億5,000	2,730,000	1,911,000 ～ 3,549,000	5,460,000	3,822,000 ～ 7,098,000
7億	2,880,000	2,016,000 ～ 3,744,000	5,760,000	4,032,000 ～ 7,488,000
7億5,000	3,030,000	2,121,000 ～ 3,939,000	6,060,000	4,242,000 ～ 7,878,000
8億	3,180,000	2,226,000 ～ 4,134,000	6,360,000	4,452,000 ～ 8,268,000
8億5,000	3,330,000	2,331,000 ～ 4,329,000	6,660,000	4,662,000 ～ 8,658,000
9億	3,480,000	2,436,000 ～ 4,524,000	6,960,000	4,872,000 ～ 9,048,000
9億5,000	3,630,000	2,541,000 ～ 4,719,000	7,260,000	5,082,000 ～ 9,438,000
10億	3,780,000	2,646,000 ～ 4,914,000	7,560,000	5,292,000 ～ 9,828,000

4 督促手続事件（第20条）

経済的利益 の 価 額 (万円)	着 手 金		報 酬 金	
	標 準 額 (円)	増減許容額 (円) ～ (円)	標 準 額 (円)	増減許容額 (円) ～ (円)
100	着手金の最低額は50,000円		1 訴訟事件又は 5 手形・小切手訴訟事件の 額の 2 分の 1	
200				
300	60,000	50,000 ～ 78,000		
400	70,000	50,000 ～ 91,000		
500	80,000	56,000 ～ 104,000		
600	90,000	63,000 ～ 117,000		
700	100,000	70,000 ～ 130,000		
800	110,000	77,000 ～ 143,000		
900	120,000	84,000 ～ 156,000		
1,000	130,000	91,000 ～ 169,000		
1,100	140,000	98,000 ～ 182,000		
1,200	150,000	105,000 ～ 195,000		
1,300	160,000	112,000 ～ 208,000		
1,400	170,000	119,000 ～ 221,000		
1,500	180,000	126,000 ～ 234,000		
1,600	190,000	133,000 ～ 247,000		
1,700	200,000	140,000 ～ 260,000		
1,800	210,000	147,000 ～ 273,000		
1,900	220,000	154,000 ～ 286,000		
2,000	230,000	161,000 ～ 299,000		
2,100	240,000	168,000 ～ 312,000		
2,200	250,000	175,000 ～ 325,000		
2,300	260,000	182,000 ～ 338,000		
2,400	270,000	189,000 ～ 351,000		
2,500	280,000	196,000 ～ 364,000		
2,600	290,000	203,000 ～ 377,000		
2,700	300,000	210,000 ～ 390,000		
2,800	310,000	217,000 ～ 403,000		
2,900	320,000	224,000 ～ 416,000		
3,000	330,000	231,000 ～ 429,000		
3,500	355,000	248,500 ～ 461,500		
4,000	380,000	266,000 ～ 494,000		
4,500	405,000	283,500 ～ 526,500		
5,000	430,000	301,000 ～ 559,000		
5,500	455,000	318,500 ～ 591,500		
6,000	480,000	336,000 ～ 624,000		
6,500	505,000	353,500 ～ 656,500		
7,000	530,000	371,000 ～ 689,000		
7,500	555,000	388,500 ～ 721,500		
8,000	580,000	406,000 ～ 754,000		
8,500	605,000	423,500 ～ 786,500		
9,000	630,000	441,000 ～ 819,000		
9,500	655,000	458,500 ～ 851,500		
1億	680,000	476,000 ～ 884,000		
1億1,000	730,000	511,000 ～ 949,000		
1億2,000	780,000	546,000 ～ 1,014,000		
1億3,000	830,000	581,000 ～ 1,079,000		
1億4,000	880,000	616,000 ～ 1,144,000		
1億5,000	930,000	651,000 ～ 1,209,000		
1億6,000	980,000	686,000 ～ 1,274,000		
1億7,000	1,030,000	721,000 ～ 1,339,000		

経済的利益 の 価 額 (万円)	着 手 金		報 酬 金	
	標 準 額 (円)	増減許容額 (円) ～ (円)	標 準 額 (円)	増減許容額 (円) ～ (円)
1億8,000	1,080,000	756,000 ～ 1,404,000		
1億9,000	1,130,000	791,000 ～ 1,469,000		
2億	1,180,000	826,000 ～ 1,534,000		
2億1,000	1,230,000	861,000 ～ 1,599,000		
2億2,000	1,280,000	896,000 ～ 1,664,000		
2億3,000	1,330,000	931,000 ～ 1,729,000		
2億4,000	1,380,000	966,000 ～ 1,794,000		
2億5,000	1,430,000	1,001,000 ～ 1,859,000		
2億6,000	1,480,000	1,036,000 ～ 1,924,000		
2億7,000	1,530,000	1,071,000 ～ 1,989,000		
2億8,000	1,580,000	1,106,000 ～ 2,054,000		
2億9,000	1,630,000	1,141,000 ～ 2,119,000		
3億	1,680,000	1,176,000 ～ 2,184,000		
3億5,000	1,830,000	1,281,000 ～ 2,379,000		
4億	1,980,000	1,386,000 ～ 2,574,000		
4億5,000	2,130,000	1,491,000 ～ 2,769,000		
5億	2,280,000	1,596,000 ～ 2,964,000		
5億5,000	2,430,000	1,701,000 ～ 3,159,000		
6億	2,580,000	1,806,000 ～ 3,354,000		
6億5,000	2,730,000	1,911,000 ～ 3,549,000		
7億	2,880,000	2,016,000 ～ 3,744,000		
7億5,000	3,030,000	2,121,000 ～ 3,939,000		
8億	3,180,000	2,226,000 ～ 4,134,000		
8億5,000	3,330,000	2,331,000 ～ 4,329,000		
9億	3,480,000	2,436,000 ～ 4,524,000		
9億5,000	3,630,000	2,541,000 ～ 4,719,000		
10億	3,780,000	2,646,000 ～ 4,914,000		

5 手形・小切手訴訟事件（第21条）

経済的利益 の 価 額 (万円)	着 手 金		報 酬 金	
	標 準 額 (円)	増減許容額 (円) ～ (円)	標 準 額 (円)	増減許容額 (円) ～ (円)
20	着手金の最低額は50,000円		16,000	11,200 ～ 20,800
50			40,000	28,000 ～ 52,000
100	50,000	50,000 ～ 52,000	80,000	56,000 ～ 104,000
200	80,000	56,000 ～ 104,000	160,000	112,000 ～ 208,000
300	120,000	84,000 ～ 156,000	240,000	168,000 ～ 312,000
400	145,000	101,500 ～ 188,500	290,000	203,000 ～ 377,000
500	170,000	119,000 ～ 221,000	340,000	238,000 ～ 442,000
600	195,000	136,500 ～ 253,500	390,000	273,000 ～ 507,000
700	220,000	154,000 ～ 286,000	440,000	308,000 ～ 572,000
800	245,000	171,500 ～ 318,500	490,000	343,000 ～ 637,000
900	270,000	189,000 ～ 351,000	540,000	378,000 ～ 702,000
1,000	295,000	206,500 ～ 383,500	590,000	413,000 ～ 767,000
1,100	320,000	224,000 ～ 416,000	640,000	448,000 ～ 832,000
1,200	345,000	241,500 ～ 448,500	690,000	483,000 ～ 897,000
1,300	370,000	259,000 ～ 481,000	740,000	518,000 ～ 962,000
1,400	395,000	276,500 ～ 513,500	790,000	553,000 ～ 1,027,000
1,500	420,000	294,000 ～ 546,000	840,000	588,000 ～ 1,092,000
1,600	445,000	311,500 ～ 578,500	890,000	623,000 ～ 1,157,000
1,700	470,000	329,000 ～ 611,000	940,000	658,000 ～ 1,222,000
1,800	495,000	346,500 ～ 643,500	990,000	693,000 ～ 1,287,000
1,900	520,000	364,000 ～ 676,000	1,040,000	728,000 ～ 1,352,000
2,000	545,000	381,500 ～ 708,500	1,090,000	763,000 ～ 1,417,000
2,100	570,000	399,000 ～ 741,000	1,140,000	798,000 ～ 1,482,000
2,200	595,000	416,500 ～ 773,500	1,190,000	833,000 ～ 1,547,000
2,300	620,000	434,000 ～ 806,000	1,240,000	868,000 ～ 1,612,000
2,400	645,000	451,500 ～ 838,500	1,290,000	903,000 ～ 1,677,000
2,500	670,000	469,000 ～ 871,000	1,340,000	938,000 ～ 1,742,000
2,600	695,000	486,500 ～ 903,500	1,390,000	973,000 ～ 1,807,000
2,700	720,000	504,000 ～ 936,000	1,440,000	1,008,000 ～ 1,872,000
2,800	745,000	521,500 ～ 968,500	1,490,000	1,043,000 ～ 1,937,000
2,900	770,000	539,000 ～ 1,001,000	1,540,000	1,078,000 ～ 2,002,000
3,000	795,000	556,500 ～ 1,033,500	1,590,000	1,113,000 ～ 2,067,000
3,500	870,000	609,000 ～ 1,131,000	1,740,000	1,218,000 ～ 2,262,000
4,000	945,000	661,500 ～ 1,228,500	1,890,000	1,323,000 ～ 2,457,000
4,500	1,020,000	714,000 ～ 1,326,000	2,040,000	1,428,000 ～ 2,652,000
5,000	1,095,000	766,500 ～ 1,423,500	2,190,000	1,533,000 ～ 2,847,000
5,500	1,170,000	819,000 ～ 1,521,000	2,340,000	1,638,000 ～ 3,042,000
6,000	1,245,000	871,500 ～ 1,618,500	2,490,000	1,743,000 ～ 3,237,000
6,500	1,320,000	924,000 ～ 1,716,000	2,640,000	1,848,000 ～ 3,432,000
7,000	1,395,000	976,500 ～ 1,813,500	2,790,000	1,953,000 ～ 3,627,000
7,500	1,470,000	1,029,000 ～ 1,911,000	2,940,000	2,058,000 ～ 3,822,000
8,000	1,545,000	1,081,500 ～ 2,008,500	3,090,000	2,163,000 ～ 4,017,000
8,500	1,620,000	1,134,000 ～ 2,106,000	3,240,000	2,268,000 ～ 4,212,000
9,000	1,695,000	1,186,500 ～ 2,203,500	3,390,000	2,373,000 ～ 4,407,000
9,500	1,770,000	1,239,000 ～ 2,301,000	3,540,000	2,478,000 ～ 4,602,000
1億	1,845,000	1,291,500 ～ 2,398,500	3,690,000	2,583,000 ～ 4,797,000
1億1,000	1,995,000	1,396,500 ～ 2,593,500	3,990,000	2,793,000 ～ 5,187,000
1億2,000	2,145,000	1,501,500 ～ 2,788,500	4,290,000	3,003,000 ～ 5,577,000
1億3,000	2,295,000	1,606,500 ～ 2,983,500	4,590,000	3,213,000 ～ 5,967,000
1億4,000	2,445,000	1,711,500 ～ 3,178,500	4,890,000	3,423,000 ～ 6,357,000
1億5,000	2,595,000	1,816,500 ～ 3,373,500	5,190,000	3,633,000 ～ 6,747,000

経済的利益 の 価 額 (万円)	着 手 金		報 酬 金	
	標 準 額 (円)	増減許容額 (円) ～ (円)	標 準 額 (円)	増減許容額 (円) ～ (円)
1億6,000	2,745,000	1,921,500 ～ 3,568,500	5,490,000	3,843,000 ～ 7,137,000
1億7,000	2,895,000	2,026,500 ～ 3,763,500	5,790,000	4,053,000 ～ 7,527,000
1億8,000	3,045,000	2,131,500 ～ 3,958,500	6,090,000	4,263,000 ～ 7,917,000
1億9,000	3,195,000	2,236,500 ～ 4,153,500	6,390,000	4,473,000 ～ 8,307,000
2億	3,345,000	2,341,500 ～ 4,348,500	6,690,000	4,683,000 ～ 8,697,000
2億1,000	3,495,000	2,446,500 ～ 4,543,500	6,990,000	4,893,000 ～ 9,087,000
2億2,000	3,645,000	2,551,500 ～ 4,738,500	7,290,000	5,103,000 ～ 9,477,000
2億3,000	3,795,000	2,656,500 ～ 4,933,500	7,590,000	5,313,000 ～ 9,867,000
2億4,000	3,945,000	2,761,500 ～ 5,128,500	7,890,000	5,523,000 ～ 10,257,000
2億5,000	4,095,000	2,866,500 ～ 5,323,500	8,190,000	5,733,000 ～ 10,647,000
2億6,000	4,245,000	2,971,500 ～ 5,518,500	8,490,000	5,943,000 ～ 11,037,000
2億7,000	4,395,000	3,076,500 ～ 5,713,500	8,790,000	6,153,000 ～ 11,427,000
2億8,000	4,545,000	3,181,500 ～ 5,908,500	9,090,000	6,363,000 ～ 11,817,000
2億9,000	4,695,000	3,286,500 ～ 6,103,500	9,390,000	6,573,000 ～ 12,207,000
3億	4,845,000	3,391,500 ～ 6,298,500	9,690,000	6,783,000 ～ 12,597,000
3億5,000	5,345,000	3,741,500 ～ 6,948,500	10,690,000	7,483,000 ～ 13,897,000
4億	5,845,000	4,091,500 ～ 7,598,500	11,690,000	8,183,000 ～ 15,197,000
4億5,000	6,345,000	4,441,500 ～ 8,248,500	12,690,000	8,883,000 ～ 16,497,000
5億	6,845,000	4,791,500 ～ 8,898,500	13,690,000	9,583,000 ～ 17,797,000
5億5,000	7,345,000	5,141,500 ～ 9,548,500	14,690,000	10,283,000 ～ 19,097,000
6億	7,845,000	5,491,500 ～ 10,198,500	15,690,000	10,983,000 ～ 20,397,000
6億5,000	8,345,000	5,841,500 ～ 10,848,500	16,690,000	11,683,000 ～ 21,697,000
7億	8,845,000	6,191,500 ～ 11,498,500	17,690,000	12,383,000 ～ 22,997,000
7億5,000	9,345,000	6,541,500 ～ 12,148,500	18,690,000	13,083,000 ～ 24,297,000
8億	9,845,000	6,891,500 ～ 12,798,500	19,690,000	13,783,000 ～ 25,597,000
8億5,000	10,345,000	7,241,500 ～ 13,448,500	20,690,000	14,483,000 ～ 26,897,000
9億	10,845,000	7,591,500 ～ 14,098,500	21,690,000	15,183,000 ～ 28,197,000
9億5,000	11,345,000	7,941,500 ～ 14,748,500	22,690,000	15,883,000 ～ 29,497,000
10億	11,845,000	8,291,500 ～ 15,398,500	23,690,000	16,583,000 ～ 30,797,000
11億	12,845,000	8,991,500 ～ 16,698,500	25,690,000	17,983,000 ～ 33,397,000
12億	13,845,000	9,691,500 ～ 17,998,500	27,690,000	19,383,000 ～ 35,997,000
13億	14,845,000	10,391,500 ～ 19,298,500	29,690,000	20,783,000 ～ 38,597,000
14億	15,845,000	11,091,500 ～ 20,598,500	31,690,000	22,183,000 ～ 41,197,000
15億	16,845,000	11,791,500 ～ 21,898,500	33,690,000	23,583,000 ～ 43,797,000
16億	17,845,000	12,491,500 ～ 23,198,500	35,690,000	24,983,000 ～ 46,397,000
17億	18,845,000	13,191,500 ～ 24,498,500	37,690,000	26,383,000 ～ 48,997,000
18億	19,845,000	13,891,500 ～ 25,798,500	39,690,000	27,783,000 ～ 51,597,000
19億	20,845,000	14,591,500 ～ 27,098,500	41,690,000	29,183,000 ～ 54,197,000
20億	21,845,000	15,291,500 ～ 28,398,500	43,690,000	30,583,000 ～ 56,797,000
21億	22,845,000	15,991,500 ～ 29,698,500	45,690,000	31,983,000 ～ 59,397,000
22億	23,845,000	16,691,500 ～ 30,998,500	47,690,000	33,383,000 ～ 61,997,000
23億	24,845,000	17,391,500 ～ 32,298,500	49,690,000	34,783,000 ～ 64,597,000
24億	25,845,000	18,091,500 ～ 33,598,500	51,690,000	36,183,000 ～ 67,197,000
25億	26,845,000	18,791,500 ～ 34,898,500	53,690,000	37,583,000 ～ 69,797,000
26億	27,845,000	19,491,500 ～ 36,198,500	55,690,000	38,983,000 ～ 72,397,000
27億	28,845,000	20,191,500 ～ 37,498,500	57,690,000	40,383,000 ～ 74,997,000
28億	29,845,000	20,891,500 ～ 38,798,500	59,690,000	41,783,000 ～ 77,597,000
29億	30,845,000	21,591,500 ～ 40,098,500	61,690,000	43,183,000 ～ 80,197,000
30億	31,845,000	22,291,500 ～ 41,398,500	63,690,000	44,583,000 ～ 82,797,000

6 離婚事件（第22条）

調停事件と交渉事件の着手金・報酬金はそれぞれ30万円以上50万円以下

- ① 離婚交渉から離婚調停を受任するときの着手金は、上記の額の2分の1
- ② 財産分与、慰謝料等の請求は、上記とは別に、1又は2による。

訴訟事件の着手金・報酬金はそれぞれ40万円以上60万円以下

- ① 離婚調停から離婚訴訟を受任するときの着手金は、上記の額の2分の1
- ② 財産分与、慰謝料等の請求は、上記とは別に、1又は2による。

7 境界に関する事件（第23条）

着手金・報酬金は、それぞれ40万円以上60万円以下

- ① 1の額が上記の額より上回るときは、1による。
- ② 上記の額は、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し増減額することができる。
- ③ 調停及び示談交渉事件の場合は、左の額を、それぞれ3分の2に減額することができる。
- ④ 示談交渉から調停、示談交渉又は調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、左の額又は1の額の2分の1。

8 借地非訟事件（第24条）

着手金は、借地権の額が5000万円以下の場合、30万円以上50万円以下

- ① 調停事件は左に準ずる。ただし、それぞれの額を3分の2に減額することができる。
- ② 示談交渉から調停、示談交渉又は調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、左の着手金の額の2分の1。

借地権の額が5000万円を超える場合は、上記の「標準となる額」に5000万円を超える部分の0.5%を加算した額
報酬金は、

・申立人の場合

申立の認容———借地権の額の2分の1を経済的利益の額として、1による。

相手方の介入権認容—財産上の給付額の2分の1を経済的利益の額として、1による。

・相手方の場合

申立の却下又は介入権の認容—借地権の額の2分の1を経済的利益の額として、1による。

賃料の増額の認容———賃料増額分の7年分を経済的利益の額として、1による。

財産上の給付の認容———財産上の給付額を経済的利益の額として、1による。

9 保全命令申立事件等（第25条）

着手金は、1の着手金の額の2分の1。審尋又は口頭弁論を経たときは、1の着手金の額の3分の2。

- ① 着手金の最低額は10万円。

報酬金は、

- ① 事件が重大又は複雑なときは1の報酬金の額の4分の1。
- ② 審尋又は口頭弁論を経たときは1の報酬金の額の3分の1。
- ③ 本案の目的を達したときは1の報酬金に準じて受けることができる。

10 民事執行事件（第26条）

民事執行事件の着手金は、1の着手金の額の2分の1。報酬金は、1の報酬金の額の4分の1。

執行停止事件の着手金は、1の着手金の額の2分の1。報酬金は、事件が重大又は複雑なとき、1の報酬金の額の4分の1。

- ① 本案事件と併せて受任したときでも本案事件とは別に受けることができる。この場合の着手金は、1の3分1を限度とする。

- ② 着手金の最低額は5万円。

11 倒産整理事件（第27条）

着手金は、資本金、資産、負債額、関係人等事件の規模に応じ、それぞれ次に掲げる額

- | | | | |
|---------------|---------|---------------|---------|
| (1) 事業者の自己破産 | 50万円以上 | (2) 非事業者の自己破産 | 20万円以上 |
| (3) 自己破産以外の破産 | 50万円以上 | (4) 事業者の和議 | 100万円以上 |
| (5) 非事業者の和議 | 30万円以上 | (6) 会社整理 | 100万円以上 |
| (7) 特別精算 | 100万円以上 | (8) 会社更生 | 200万円以上 |

報酬金は、1に準ずる（この場合の経済的利益の額は、配当資産、免除債権額、延払いによる利益、企業継続による利益等を考慮して算定する）。

ただし、前記(1)(2)の自己破産事件の報酬金は免責決定を受けたときに限る。

12 任意整理事件（11の各事件に該当しない債務整理事件）（第28条）

経済的利益 の 価 額 (万円)	着 手 金	報 酬 金		ロ	ハ
		イ 事件が清算により終了			
		弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当源資額	依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当源資額		
100	(1) (2) 資本金、事業者の任意整理、非事業者の任意整理、五〇万円以上、二〇万円以上、関係人等試験の規模に応じ、それぞれに掲げる額	150,000	30,000	事件が債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときは、11の報酬に準ずる。	事件の処理について裁判上の手続を要したときは、イロに定めるほか、相応の報酬金を受けることができる。
200		300,000	60,000		
300		450,000	90,000		
400		600,000	120,000		
500		750,000	150,000		
600		850,000	180,000		
700		950,000	210,000		
800		1,050,000	240,000		
900		1,150,000	270,000		
1,000		1,250,000	300,000		
1,100		1,330,000	330,000		
1,200		1,410,000	360,000		
1,300		1,490,000	390,000		
1,400		1,570,000	420,000		
1,500		1,650,000	450,000		
1,600		1,730,000	480,000		
1,700		1,810,000	510,000		
1,800		1,890,000	540,000		
1,900		1,970,000	570,000		
2,000		2,050,000	600,000		
2,100		2,130,000	630,000		
2,200		2,210,000	660,000		
2,300		2,290,000	690,000		
2,400		2,370,000	720,000		
2,500		2,450,000	750,000		
2,600		2,530,000	780,000		
2,700		2,610,000	810,000		
2,800		2,690,000	840,000		
2,900		2,770,000	870,000		
3,000		2,850,000	900,000		
3,500		3,250,000	1,050,000		
4,000		3,650,000	1,200,000		
4,500		4,050,000	1,350,000		
5,000		4,450,000	1,500,000		
5,500	4,750,000	1,600,000			
6,000	5,050,000	1,700,000			
6,500	5,350,000	1,800,000			
7,000	5,650,000	1,900,000			
7,500	5,950,000	2,000,000			
8,000	6,250,000	2,100,000			
8,500	6,550,000	2,200,000			
9,000	6,850,000	2,300,000			
9,500	7,150,000	2,400,000			
1億	7,450,000	2,500,000			
1億1,000	7,950,000	2,600,000			
1億2,000	8,450,000	2,700,000			
1億3,000	8,950,000	2,800,000			
1億4,000	9,450,000	2,900,000			
1億5,000	9,950,000	3,000,000			
1億6,000	10,450,000	3,100,000			
1億7,000	10,950,000	3,200,000			

裁判上の手数料速算一覧表（第38条）

1 証拠保全（本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別に受けることができる）

- ① 20万円に民事事件1の着手金により算定された額の10%を加算した額
- ② 依頼者との協議による額

2 即決和解（本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求することができない）

経済的利益 の 価 額 (万円)	示談交渉を要しない場合	示談交渉を要する場合
	標 準 額 (円)	標 準 額 (円)
100	100,000	示談交渉事件として、民事事件の2調停事件、 6離婚事件ないし8借地非訟事件による。
200	100,000	
300	100,000	
400	110,000	
500	120,000	
600	130,000	
700	140,000	
800	150,000	
900	160,000	
1,000	170,000	
1,100	180,000	
1,200	190,000	
1,300	200,000	
1,400	210,000	
1,500	220,000	
1,600	230,000	
1,700	240,000	
1,800	250,000	
1,900	260,000	
2,000	270,000	
2,100	280,000	
2,200	290,000	
2,300	300,000	
2,400	310,000	
2,500	320,000	
2,600	330,000	
2,700	340,000	
2,800	350,000	
2,900	360,000	
3,000	370,000	
3,500	395,000	
4,000	420,000	
4,500	445,000	
5,000	470,000	
5,500	495,000	
6,000	520,000	
6,500	545,000	
7,000	570,000	
7,500	595,000	
8,000	620,000	
8,500	645,000	
9,000	670,000	
9,500	695,000	
1億	720,000	
1億1,000	770,000	
1億2,000	820,000	

三、裁判外の手数料速算一覧表

1 法律関係調査（事実関係調査を含む）

- ① 基本：5万円以上20万円以下
- ② 複雑：依頼者との協議による額

2 契約書類及びこれに準ずる書類の作成

経済的利益 の 価 額 (万円)	定 型			非 定 型		公正証書に する 場 合
	経済的利益が 1,000万円未満	経済的利益が 1,000万円以上 1億円未満	経済的利益が 1億円以上	基 本	特に複雑又は特殊 な事情がある場合	
100	10万円	20万円	30万円以上	100,000	弁護士と依 頼者との協 議により定 める額	左記の手数 料に3万円 を加算する
200				100,000		
300				100,000		
400				110,000		
500				120,000		
600				130,000		
700				140,000		
800				150,000		
900				160,000		
1,000				170,000		
1,100				180,000		
1,200				190,000		
1,300				200,000		
1,400				210,000		
1,500				220,000		
1,600				230,000		
1,700				240,000		
1,800				250,000		
1,900				260,000		
2,000				270,000		
2,100				280,000		
2,200				290,000		
2,300				300,000		
2,400				310,000		
2,500				320,000		
2,600				330,000		
2,700				340,000		
2,800				350,000		
2,900				360,000		
3,000				370,000		
3,500				385,000		
4,000				400,000		
4,500				415,000		
5,000				430,000		
5,500				445,000		
6,000				460,000		
6,500				475,000		
7,000				490,000		
7,500				505,000		
8,000				520,000		
8,500				535,000		
9,000				550,000		
9,500				565,000		
1億				580,000		
1億1,000				610,000		
1億2,000				640,000		

経済的利益 の 価 額 (万円)	定 型			非 定 型		公正証書に す る 場 合
	経済的利益が 1,000万円未満	経済的利益が 1,000万円以上 1億円未満	経済的利益が 1億円以上	基 本	特に複雑又は特殊 な事情がある場合	
1億3,000				670,000		
1億4,000				700,000		
1億5,000				730,000		
1億6,000				760,000		
1億7,000				790,000		
1億8,000				820,000		
1億9,000				850,000		
2億				880,000		
2億1,000				910,000		
2億2,000				940,000		
2億3,000				970,000		
2億4,000				1,000,000		
2億5,000				1,030,000		
2億6,000				1,060,000		
2億7,000				1,090,000		
2億8,000				1,120,000		
2億9,000				1,150,000		
3億				1,180,000		
3億5,000				1,230,000		
4億				1,280,000		
4億5,000				1,330,000		
5億				1,380,000		
5億5,000				1,430,000		
6億				1,480,000		
6億5,000				1,530,000		
7億				1,580,000		
7億5,000				1,630,000		
8億				1,680,000		
8億5,000				1,730,000		
9億				1,780,000		
9億5,000				1,830,000		
10億				1,880,000		

3 内容証明郵便作成

- 1) 基本：3万円以上5万円以下
- 2) 複雑：依頼者との協議による額

4 遺言書作成

経済的利益 の 価 額 (万円)	定 型	非 定 型		公正証書にする場合
		基 本	特に複雑又は特殊 な事情がある場合	
100	10万円以上20万円以下	200,000	弁護士と依頼者との 協議により定める額	左記の手数料に 3 万 円を加算する
200		200,000		
300		200,000		
400		210,000		
500		220,000		
600		230,000		
700		240,000		
800		250,000		
900		260,000		
1,000		270,000		
1,100		280,000		
1,200		290,000		
1,300		300,000		
1,400		310,000		
1,500		320,000		
1,600		330,000		
1,700		340,000		
1,800		350,000		
1,900		360,000		
2,000		370,000		
2,100		380,000		
2,200		390,000		
2,300		400,000		
2,400		410,000		
2,500		420,000		
2,600		430,000		
2,700		440,000		
2,800		450,000		
2,900		460,000		
3,000		470,000		
3,500		485,000		
4,000		500,000		
4,500		515,000		
5,000		530,000		
5,500		545,000		
6,000		560,000		
6,500		575,000		
7,000		590,000		
7,500		605,000		
8,000		620,000		
8,500		635,000		
9,000		650,000		
9,500		665,000		
1億		680,000		
1億1,000		710,000		
1億2,000		740,000		
1億3,000		770,000		
1億4,000		800,000		
1億5,000		830,000		
1億6,000		860,000		
1億7,000		890,000		

経済的利益 の 価 額 (万円)	定 型	非 定 型		公正証書にする場合
		基 本	特に複雑又は特殊 な事情がある場合	
1億8,000		920,000		
1億9,000		950,000		
2億		980,000		
2億1,000		1,010,000		
2億2,000		1,040,000		
2億3,000		1,070,000		
2億4,000		1,100,000		
2億5,000		1,130,000		
2億6,000		1,160,000		
2億7,000		1,190,000		
2億8,000		1,220,000		
2億9,000		1,250,000		
3億		1,280,000		
3億5,000		1,330,000		
4億		1,380,000		
4億5,000		1,430,000		
5億		1,480,000		
5億5,000		1,530,000		
6億		1,580,000		
6億5,000		1,630,000		
7億		1,680,000		
7億5,000		1,730,000		
8億		1,780,000		
8億5,000		1,830,000		
9億		1,880,000		
9億5,000		1,930,000		
10億		1,980,000		

5 遺言執行

経済的利益 の 価 額 (万円)	基 本	特に複雑又は特殊 な事情がある場合	遺言執行に裁判手続 を要する場合
100	300,000	弁護士と受遺者との協議に より定める額。	遺言執行手数料とは別に、 裁判手続きに要する弁護士 報酬を請求できる。
200	300,000		
300	300,000		
400	320,000		
500	340,000		
600	360,000		
700	380,000		
800	400,000		
900	420,000		
1,000	440,000		
1,100	460,000		
1,200	480,000		
1,300	500,000		
1,400	520,000		
1,500	540,000		
1,600	560,000		
1,700	580,000		
1,800	600,000		
1,900	620,000		
2,000	640,000		
2,100	660,000		
2,200	680,000		
2,300	700,000		
2,400	720,000		
2,500	740,000		
2,600	760,000		
2,700	780,000		
2,800	800,000		
2,900	820,000		
3,000	840,000		
3,500	890,000		
4,000	940,000		
4,500	990,000		
5,000	1,040,000		
5,500	1,090,000		
6,000	1,140,000		
6,500	1,190,000		
7,000	1,240,000		
7,500	1,290,000		
8,000	1,340,000		
8,500	1,390,000		
9,000	1,440,000		
9,500	1,490,000		
1億	1,540,000		
1億1,000	1,640,000		
1億2,000	1,740,000		
1億3,000	1,840,000		
1億4,000	1,940,000		
1億5,000	2,040,000		
1億6,000	2,140,000		
1億7,000	2,240,000		

経済的利益 の 価 額 (万円)	基 本	特に複雑又は特殊 な事情がある場合	遺言執行に裁判手続 を要する場合
1億8,000	2,340,000		
1億9,000	2,440,000		
2億	2,540,000		
2億1,000	2,640,000		
2億2,000	2,740,000		
2億3,000	2,840,000		
2億4,000	2,940,000		
2億5,000	3,040,000		
2億6,000	3,140,000		
2億7,000	3,240,000		
2億8,000	3,340,000		
2億9,000	3,440,000		
3億	3,540,000		
3億5,000	3,790,000		
4億	4,040,000		
4億5,000	4,290,000		
5億	4,540,000		
5億5,000	4,790,000		
6億	5,040,000		
6億5,000	5,290,000		
7億	5,540,000		
7億5,000	5,790,000		
8億	6,040,000		
8億5,000	6,290,000		
9億	6,540,000		
9億5,000	6,790,000		
10億	7,040,000		

6 会社設立等

経済的利益 の 価 額 (万円)	設立・増減資・合併・分割・組織変更・通常清算
100	40,000
200	80,000
300	120,000
400	160,000
500	200,000
600	240,000
700	280,000
800	320,000
900	360,000
1,000	400,000
1,100	430,000
1,200	460,000
1,300	490,000
1,400	520,000
1,500	550,000
1,600	580,000
1,700	610,000
1,800	640,000
1,900	670,000
2,000	700,000
2,100	720,000
2,200	740,000
2,300	760,000
2,400	780,000
2,500	800,000
2,600	820,000
2,700	840,000
2,800	860,000
2,900	880,000
3,000	900,000
3,500	1,000,000
4,000	1,100,000
4,500	1,200,000
5,000	1,300,000
5,500	1,400,000
6,000	1,500,000
6,500	1,600,000
7,000	1,700,000
7,500	1,800,000
8,000	1,900,000
8,500	2,000,000
9,000	2,100,000
9,500	2,200,000
1億	2,300,000
1億1,000	2,400,000
1億2,000	2,500,000
1億3,000	2,600,000
1億4,000	2,700,000
1億5,000	2,800,000
1億6,000	2,900,000
1億7,000	3,000,000

経済的利益 の 価 額 (万円)	設立・増減資・合併・分割・組織変更・通常清算
1億8,000	3,100,000
1億9,000	3,200,000
2億	3,300,000
2億1,000	3,350,000
2億2,000	3,400,000
2億3,000	3,450,000
2億4,000	3,500,000
2億5,000	3,550,000
2億6,000	3,600,000
2億7,000	3,650,000
2億8,000	3,700,000
2億9,000	3,750,000
3億	3,800,000
3億5,000	4,050,000
4億	4,300,000
4億5,000	4,550,000
5億	4,800,000
5億5,000	5,050,000
6億	5,300,000
6億5,000	5,550,000
7億	5,800,000
7億5,000	6,050,000
8億	6,300,000
8億5,000	6,550,000
9億	6,800,000
9億5,000	7,050,000
10億	7,300,000

7 会社設立等以外の登記等

- ① 申請手続——1件5万円
- ② 交付手続——1通1,000円

8 株主総会等指導

- ① 基本——30万円以上
- ② 総会準備も指導の場合——50万円以上

9 現物出資等証明

1件——30万円

※出資等にかかる不動産価格及び調査の難易、繁簡等を考慮して増減額できる

10 簡易な自賠償請求

- ① 給付金額が150万円以下の場合——3万円
- ② 給付金額が150万円を越える場合——給付金額の2%

※損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には増減額できる。